

令和4年第2回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和4年6月17日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 斎 藤 信 一	2 番 渡 邊 啓 子	3 番 菊 地 厚 徳
4 番 本 多 保 夫	5 番 松 本 昇	6 番 佐 原 佐 百合
7 番 鈴 木 康 広	8 番 武 田 悦 子	10 番 須 藤 軍 蔵
11 番 押 山 義 則	12 番 菊 地 利 勝	

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

9 番 佐 原 吉太郎

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住 民 福 祉 部 長 作 田 純 一	産 業 建 設 部 長 菅 野 昭 裕
政 策 推 進 課 長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住 民 生 活 課 長 安 田 春 好	健 康 福 祉 課 長 後 藤 隆
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環 境 保 全 課 長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教 育 総 務 課 長 橋 本 哲 夫	生 涯 学 習 課 長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 神 野 藤 浩 和	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第32号 大玉村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
ることについて

議案第33号 令和3年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求
めることについて

議案第34号 令和4年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求
めることについて

議案第35号 障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例の制
定について

議案第36号 大玉村議会議員及び大玉村長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 37 号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 平成 23 年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 大玉村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 大玉村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 大玉村火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 大玉村立小中学校施設使用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44 号 大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 45 号 大玉村農業サポートセンターにおける指定管理者の指定について
- 議案第 46 号 令和 4 年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第 47 号 令和 4 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 48 号 令和 4 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 49 号 令和 4 年度南町・石橋線（外）道理改良舗装工事請負契約について
- 議案第 50 号 村道路線の認定について
- 議案第 51 号 大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決
- 陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
- 閉会中の継続調査申出について
- （１）議会運営委員会
- 追加議案審議
- 議員発議第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 閉会中の継続審査申出について
- （１）総務文教常任委員会
- （２）産業厚生常任委員会
- 議員派遣の件について
5. 本会の書記は次のとおりである。
- 議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、渡辺一樹、安田敏

一般質問者目次

1.	8 番	武 田 悦 子	P. 8 8 ～
2.	4 番	本 多 保 夫	P. 1 0 1 ～
3.	6 番	佐 原 佐百合	P. 1 1 3 ～

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦勞さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日は、議会だより、村民の声を聴く会に使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますのでご承知願います。

本日は、傍聴席で要約筆記を行うためのタブレット端末の使用を許可しておりますのでご承知願います。

ただいまの出席議員は、9番佐原吉太郎君より欠席届がありましたほか、11名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日、傍聴に村上好さんほか、7名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

8番武田悦子君より通告がありました「障がい者支援条例の制定でどのような村づくりを進めるのか」ほか1件の質問を許します。8番。

○8番（武田悦子） おはようございます。

8番武田悦子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました2件について、一般質問を行います。

初めの質問は、障がい者支援条例の制定についてです。

障がい者の自立支援と共生社会の実現を目指し、人に優しい村づくりを推進すると3月議会の村政執行基本方針で述べられています。そして、この6月議会には、障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例の制定が提案されています。共に生きる共生社会とは、様々な人が全て分け隔てなく暮らしていくことができる社会、障害のあるなしにかかわらず共に支え合い、様々な人々の能力が発揮されている活力ある社会とされています。

特定の障害に限定せず条例を制定することで、今後の村づくりの方向性をどのように考えているのか、まず伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

障害のある人もない人も誰もが相互に人格と個性を支え合い、多様な在り方を相互に認め合い、社会の中で豊かに共に生きる共生社会の実現というのが強く求められております。

特に、障害のある人が感じてきたであろう差別、偏見等による生きづらさなどは、共生社会にあってはならないものですが、現実的にはそのようなになっていないという

のも事実であります。これまで、必ずしも十分に社会参加ができるような環境になかった障害者の皆様が積極的に社会参加、社会貢献に取り組むことができる共生社会の実現を目指していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ありがとうございます。

この条例でございますが、条例をつくるだけでなく、具体的な支援策については順次整備していくものと思っております。しかしながら、今、困っている人、現実に困っている人、このような方がいらっしゃるのも事実であります。これらの方への支援策について、具体的に伺います。

障害を抱える人にとって、日常生活で必要なものというのは、障害に応じて多種多様なものがあります。大玉村でも日常生活用具等給付事業が行われています。この事業により、多くの方が様々なものやサービスを活用して生活を送っていらっしゃる、とてもよい制度です。それでも、医学の発達などにより、これら物やサービスも変わってきているのではないかと思います。

例えば、聴力に障害を抱える皆さんへの支援ですが、情報意思疎通支援用具として、聴覚障害者用通信装置や、聴覚障害者用情報受信装置がありますが、先日、人工内耳を使っているという方にお会いしました。人工内耳は、高度難聴で補聴器を使っても聴覚を得ることができない人を対象にしています。日本では1985年から手術が可能になり、2014年から1歳以上が対象になるなど、新しい医療です。言葉を獲得する前の早い時期につけることで良好な言語を獲得することができます。私がお会した人は幼稚園生ですが、自分の言葉でしっかり話すことができていました。

装着には手術が必要です。子どもの医療費は現在無料なので、この部分での自己負担はありません。手術により頭の中につけた機器は、一度つければ大人になっても使えるそうですが、それだけで聞こえるわけではありません。体外装置として耳につけるものが必要になります。この維持管理には大変な費用がかかります。また、外づけの装置には消耗品の電池や充電機もあり、これらは高額なものです。郡山市では、日常生活用具としてこれらの購入費用へ助成が行われています。大玉村でも助成すべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8 番議員さんにお答えいたします。

日常生活用具等給付事業や障害者福祉に関する様々なサービスは多岐にわたっており、障害のある方が住む地域や環境の違いなどにより、必要とされるものが異なっているというような状況ではございます。また、ご指摘の事業のように、他の市町村で行っている給付事業でも本村で行っていない事業も数多くあります。一方で、障害児支援金給付事業など、他の市町村で行っていない給付事業もあります。事業を新たに設ける際には、必要性和公平性を十分に考慮していきたいというふうに考えてございます。

なお、先週の８日に、村内の障害福祉に関する事業者の皆様と懇談会を開催しましたが、今後、村内の各障害手帳を所持する当事者、保護者の皆様との懇談会を開催するなど、皆様からの要望を聞く機会を設けまして、どういう障害でどのような困り事があるか等を把握し、村として何をすべきか総合的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝）　８番。

○８番（武田悦子）　他の自治体で行っていない事業を大玉村で行っているものもある、確かにそのとおりであります。しかしながら、現実に困っている人がいることも事実であります。特に、子どもにとって聞こえるということがどれだけ大切なことか、そのことを十分に考えていただき、ぜひともこの制度、大玉村でも行っていただきたいというふうに思います。

この聞こえない、これについてですが、補聴器は補装具として認められております。購入費用の助成もあります。耐用年数に応じて再購入への助成も認められています。一方、人工内耳は、補聴器と同様、それ以上の機能でありながら、医療保険では最初の手術と１台目の機器しか適用になりません。自己負担での維持管理が求められているのが現実です。人工内耳の体外装置は、１台およそ１００万円とも言われております。両耳につける、そうするとその倍の費用がかかるというわけです。人工内耳をつけることによって、言語の獲得はもちろん社会活動をしていく上でも、その有効性は大きなものがあります。体外装置の耐用年数は５年と言われています。高額な費用なので、耐用年数を過ぎても交換できない人もいますと、こういうふうにも聞いております。全国には、助成制度を設けている自治体、多数あります。この部分へも助成制度をつくるべきと考えますが、村の考えを伺います。

○議長（菊地利勝）　村長。

○村長（押山利一）　８番議員さんにお答えいたします。

今回、条例を上程をさせていただきました。大玉村は今までも、先ほど言った他にないいろんな障害者に対する制度をやっていました。一例としては、小学校に入る前の子どもが耳の障害があつて、例えば玉井小学校、大山小学校に入学した場合に、支援員がつくだけで根本的な教育ができないとかありましたが、福島の福島第一小学校に聴覚障害者のための教室が、大変すばらしい教室がありますので、そこに通うのにはやはりアパートに住まなきゃいけないということがありましたので、そのアパート代のかかなりの部分を村で補助する制度が既にありまして、それについては一部の方が利用していると。その後、まだ利用はございませんが。そういうふうに、そういう方が出たときに、臨機応変にそういう制度をすぐつくらせていただいて、通うのが難しいのでアパートというようなことも対応してまいりました。

今回の条例は、私もこの前、村内のそういう事業者の所長、担当者とそれぞれ懇談をして意見を聞きました。今、そういう状況で、どういう障害にどういった支援が必要なのかということを聞き取りをしている段階ですので、先進、そういう郡山とかの事

例も研究させていただいて、村としてできることについては取り組んでいきたいというふうに考えております。

取りあえず、今回の条例は、村が何をすべきかというだけではなくて、村民の皆様、それから事業者の皆様、それぞれの立場でそれぞれの役割をしっかりと果たして共生社会を実現しましょうという条例になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 今回、提案された条例の意味は十分承知しているつもりでございます。その上で、様々な障害に応じたそれぞれの個別の支援策を改めて求めていきたいというふうに思います。

次に、以前にも質問したことでありますが、加齢による難聴者への購入補助を行う自治体、これが全国的に増えています。高齢になると、どうしても聞き取りに不便が出てきますし、聞こえが悪くなってきたことで、あまり外出はしたくない、このような方も出ております。コミュニケーションを取る上で、聞こえないことは大きな障害となります。認知症へもつながります。生き生きとした高齢期を送るには、補聴器は大切なアイテムになると思います。

二本松市では補聴器などの給付が行われております。大玉村でも高齢者向けの補聴器購入へ助成制度をつくるべきと思います。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8 番議員さんにお答えいたします。

村では、身体障害者手帳を所持していませんが、加齢による難聴で不自由を感じている皆様がおられることは存じており、他の市町村で給付事業を実施しているということも把握しております。また、高度難聴の補聴器につきましては、高額であり購入しにくいということも承知はしております。

現在、村では、補聴器の独自補助がないということから、身体障害者手帳の聴覚障害 6 級の基準であります両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上、または 1 片耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、ほか側耳の聴力レベル 50 デシベル以上に該当する皆様につきましては、身体障害者手帳の取得を勧めまして、手帳取得後に補装具として補助を受けてから購入するということを勧めております。

先ほど申しましたように、今、困り事などを十分把握しまして、十分に総合的に検討してまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ありがとうございます。

総合的にいろいろな事例なり現状なりを把握していただいた上で判断をしていただきたいというふうに思います。

さらに、次の質問も以前に質問しました。軽度、中等度の難聴児への補聴器購入助成制度です、補助制度です。これ県の事業であります、前回は利用希望があればつくるといような答弁だったように記憶しております。しかし、まず制度が先にあるべきではないかというふうに思います。制度があることで、それを知っていることで安心して使える、制度がないという状況の中では、なかなかそこにたどり着けないのかなというふうにも思います。この制度、つくる考えがあるか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8 番議員さんにお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、障害のある当事者、また、その保護者の方等々と意見を交換しながら、同じく総合的に検討し、制度の必要性について、また検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 手帳に該当しない方向けのこの制度でございますので、まずは制度をつくっていただく。利用があるなしにかかわらずだというふうに私は思っておりますので、そのあたりも含めて検討いただきたいというふうに思います。

高齢期を迎えますと、身体的に様々な障害が出てきます。特に認知症の人は年々増加しております。65 歳以上では、6 人に 1 人が認知症有病者とも言われています。認知症への支援も進んでおり、大玉村でもいろいろな支援事業行われております。徘徊のおそれのある人への支援として、SOS ネットワーク事業や、QR コード事業などが行われておりますが、どのぐらいの人がこの制度、利用しているのか、さらに SOS ネットワークは徘徊している人を探すためのネットワークですが、支援してくださる人、どのぐらいいらっしゃるのか、併せて伺います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8 番議員さんにお答えいたします。

まず、SOS ネットワーク事業につきましては、現在、大玉郵便局様と 11 事業所の皆様にご協力いただいております。活動実績なんです、令和 3 年度につきましては実績ゼロでございます。続いて、QR コード事業ですが、こちらについて利用できる方について周知はしているところなんです、今現在利用されている方は 1 名となっております。

また、認知症初期集中支援チームにつきましては、こちら委託先、本宮市にあります東北病院さんに委託しております活動しておりますが、令和 3 年度の利用実績はございません。ただ、活用に向けてマニュアルの整備等、協議を進めて活用に向けて、今進めてございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 質問をしていないところまで答弁をいただきありがとうございます。

SOS ネットもQRコードも、さらには、認知症初期集中支援チームも実績がほとんどないと。このような状況にあるのはどこに課題があるのか、まずそこを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8 番議員さんにお答えいたします。

まず、SOS ネットワークにつきましては、高齢者福祉施設の変化に伴いまして、認知症に対する理解は進んではおりますが、実際、日々介護する家庭の負担増から、自宅での生活が難しく、入院や施設入所等を望まれる家族が増え、結果としてSOS ネットワーク事業の活動が減少傾向にあるということではございます。

また、QRコード事業につきましては、発見した方がQRコードをつけた衣類やつえ、靴など、徘徊の際に身につけているとは限らないことや、発見者がQRコードに気づいて、スマートフォンでQRコードを読み取ることができる前提の仕組みになっているというようなこともございます。

認知症集中支援チームにつきましては、同居する家族等が認知症を理解して初期の相談につなげること、または関係者が認知症に気づくことなどが重要となりますが、相談の遅れにより初期集中チームの利用を待たずに、緊急性などから医療機関や施設等との協議に移っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

利用者が少ないということと、把握の問題ということのご質問ですので、やはりもっともっといえると思います、実際。ですから、今現在はその支援チームとかで、相談があった人に対しては限定的な形でしっかりと対応させていただいているわけですが、まだそういうものがあることが分からない方とか、なかなかそういう認知症とか徘徊の心配があっても、どこに相談していいか分からないというような方も、多分おられるんだろうというふうに考えますので、村としての把握する方法、それからあと、村民の皆さんが相談する体制、お知らせ等について、再度しっかりと検討して対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 村長おっしゃるとおり、まだまだ利用できるというふうに、そういう方いらっしゃると思います。部長は在宅の方が少なくなったからというお話ございましたが、確かに施設利用されている方も増えていらっしゃると思いますが、徘徊で困っていらっしゃる家族も現実にはいらっしゃいます。そういう皆さんがもっと利用できる、しやすい制度、村がまず情報収集をしっかりとさせていただきたい。なかなか、特に認知症初期集中支援チーム、ここの利用がゼロ、ここ数年始まって以来、僅か1件かそんなものなのかなというふうに思っていますが、実績がね。それはかなりもったいないことであります。もっと集中チームの皆さんに何ができるのか、村としてこういう

ことをしていただきたい、PR活動大変重要だと思います。なかなか集中チームのことを知らないという方多いと思いますので、そういうところにも出向いていただくなり何なりということをもっと積極的に行っていただきたい。なかなか集中チームのこの利用が難しいので、そこを特に強調してお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

子どもたちの学ぶ権利を保障するために必要なことについてです。

憲法23条では、「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、26条では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれが無償とする」と明記されています。しかしながら、現実はどうでしょうか。親の経済的な問題から学びたくとも学ぶことができないでいる子どもたちもいます。特に、大学などで学ぶには大きな費用がかかります。大玉村では、以前から奨学金制度をつくる考えがあったように記憶していますが、現在はどこまで進んでいるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 8番議員さんにお答えいたします。

国が、2020年、令和2年4月からスタートしました高等教育の就学支援新制度が本年度も継続実施されております。国公立にかかわらず、ほとんどの大学や短期大学、専門学校に通う学生が対象となり、世帯収入に応じた3段階の基準及び学校の区分や自宅通学か自宅外通学かで支援額が決まり、学ぶ意欲のある学生は給付型の奨学金の支給を受けることができます。さらに、給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の免除を受けることも可能です。また、在学中に収入の状況に変化があった場合は、改めて支援の対象になることも可能です。今現在、このような充実した国の支援制度を最大限に活用することが、現時点で最善の方法と考えております。

今後も、国やその他の機関の奨学金制度の動向を注視しながら、奨学金制度の在り方につきまして、引き続き、調査研究を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 国の奨学金制度を最大限活用していただきたいと、それは当然のこととありますが、村が奨学金制度をつくると言っていたのは私の記憶違いだったんでしょうか、確認をしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

奨学金制度について検討すると、実施について申し上げました。その後、国のほうで充実した奨学金制度ができ、これからまたなお国が追加でそういう制度を考えているということも聞いておりますので、村が実施する場合の、給付型か償還型か、それからあと、その決定とか財源の問題とかを検討している段階でこういうものが出てまいりましたので、取りあえずこれを利用していただいて、その動向を見ながら再度検討すると。国公立の場合には収入に応じて全額免除または半分とか、そういう制度が

もう既に存在しますので、低所得の場合には国公立の場合には問題はないと思いますが、私立の場合には、やはりそういう制度はありますが、国公立に比べて授業料等については高いですので、それについては国の奨学金制度である程度カバーできるのかなという判断で、今検討は保留しているところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 国の制度があるので、村は検討を中断をしているというお話でしたが、村は村としてのやり方というのが必ずあると思いますし、この国の制度のいわゆるそこに該当しない皆さん、隙間の皆さん、そういう皆さんも必ずいらっしゃると思うんです。そのあたりも含めて奨学金制度そのものについて、教育長の考えをいただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

今、課長それから村長からお答えをさせていただいたとおりでございまして、実際、今後国の制度がどういうふうに変わっていくのかということを十分注視しながら、必要な支援が村としてできるように検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ぜひこの制度についても、村としても検討していただきたいというふうに思います。

経済的に大変な家庭への支援として、要保護、準要保護の制度があります。この制度も、子どもたちの学ぶ権利を保障するために大切な制度であります。現在、大玉村では何人の子どもたちがこの制度を利用しているのか、利用率はどのぐらいになるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 8 番議員さんにお答えいたします。

令和4年度の、まず現時点で認定手続中でございますので、申請件数でお答えさせていただきます。小学生15名、中学生9名、世帯数でいきますと14世帯となっております。すみません、利用率につきましては把握しておりませんが、現状そういう実態となっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 児童生徒の数からすると、かなり少ない数なのかなというふうに、この数を聞いた感じでは思っております。

この制度であります、全ての保護者が知っているのか、こういう疑問があるわけです。いろいろな学校の入学前の懇談であるとか、そういう場面に配るというふうな

周知方法を取っていらっしゃるようですが、そのほかには、この周知方法どのような形で周知されているのか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 8 番議員さんにお答えいたします。

今、議員さんからありましたとおり、就学時健康診断の際に、新入学される児童生徒の保護者に対しましては周知を図っております。また、年 1 回にはなりますが、小中学校から児童生徒にチラシを配布しまして保護者への周知を図っているところです。以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） この周知方法であります、県内の様々な自治体の周知方法の一覧がございまして、これを見ますと、教育委員会のウェブサイトには制度を掲載していると、いわゆるホームページに制度を載せている。あとは自治体の広報紙に制度を掲載している、このような自治体が結構ございます。学校から周知をする、それだけではなくて、やはり誰でもがそこに見ることができるんだというようなホームページであるとか、そういうところに掲載すべきだというふうに思いますが、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 8 番議員さんにお答えいたします。

掲載する方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） この経済的に問題を抱えている皆さん、これは経済的な問題だけではなくて、様々複合的な問題を抱えていらっしゃる場合が多いのかなというふうに思っております。要保護、準要保護でもですが、本人から申請をしていただく、ただそれだけではなくて、村なり学校なりが状況を把握して、どうなんだというようなお声かけなり何なりというのも必要かと思いますが、これらについてはどのように行われているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 8 番議員さんにお答えいたします。

今、ご質問ありましたとおり、基本的には申請が基本となっております。しかしながら、学校に来る児童生徒の集金の状況とか、あとは被服等、学用品の生活の状況などに注視しまして、学校と教育委員会、さらには関係機関と連携を図りながら、支援を必要としている家庭の把握につきまして努めているところですが、こちらにつきましては、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ぜひ様々な角度から情報収集していただきたいというふうに思います。

最近、ヤングケアラーの課題、問題がクローズアップされています。

この問題は以前も質問いたしました。若い世代が家族の介護や家事を担う、手伝いの範疇を超えて自分の時間をつくれな。学ぶことはもちろん、自分の将来さえ犠牲にしてしまう、こんな状況に置かれている子どもが存在します。小さなときからそのような状況に置かれていると、そのこと自体が当たり前になってしまうこともあります。大玉村では、この問題の実態把握されているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

ヤングケアラーにつきましては、近年、全国的な課題となっております。本村では、独自の実態調査というのは行っておりません。県では、5月に福島県ヤングケアラー支援体制強化実施要綱というものを定めまして、ヤングケアラーの実態把握と調査結果を踏まえた今後の支援策のためにアンケート調査を実施するということが示されております。そのことについて、県では7月下旬に担当者への説明会を行うというような予定で連絡が入っております。本村におきましては、県のアンケート調査への協力することによって、実態の把握に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） やはり、この実態をつかむということが大変重要なのかなというふうに思っております。この大玉村だからこそのことというのもあると思うんです。小さいからこそ見える、いろいろな状況がよく分かる、このようなこともあると思いますので、しっかりと実態を把握した上で、さらにどのような支援ができるのか、これが重要であります。この支援をするこの制度をつくるのが大切だと思いますが、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

この問題は、多分、今クローズアップされておりますが、昔からずっとあったんだろうというふうに、それが顕在化しなかったということですが、やはりそういうものがクローズアップされてきて、解決はしなきゃいけない事案となってまいりましたので、村でも、今言いましたようにアンケートでこれ調査をして、しっかりと、それと一緒に民生委員とか、いろんな関係機関ありますので、そういう方たちの意見も聞きながら、実態をまず把握すると。そしてどういう支援が必要か、どういう支援ができるかということについては、しっかりと制度に向けて検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） この問題、大変多岐にわたる幅広い年代に関わる問題でありますので、いろいろな制度を、それぞれの制度をいろいろ活用しながら、重層的な課題解決に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

この学ぶこと、これは全ての国民に保障されております。これは障害のあるなしにかかわらずであります。障害を持つ子どもたちにとって、特別支援学校への通学は、自分の状況に応じた学ぶ権利を行使する上で重要です。

安達管内に特別支援学校が造られることが決まりました。基本計画では、2025年開校ということになっておりますが、現在はどのような状況なのか、保護者からすれば一日も早い開校が必要だというふうに感じていると思います。さらに、高等部は本宮高校へ併設されるということですが、高等部だけでも早く開校できないものか、併せて伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

安達地区の県立特別支援学校につきましては、小中学部については、用地の提供をしました二本松市に新たに設けられ、また高等部については、本宮高校に併設される予定で進んでおります。県では、今年度、基本設計及び実施設計に着手してございまして、小中学部の校舎の完成は令和7年度半ばとなる見通しとなっております。開校の時期につきましては、早期開校への強い要望に応えるため、令和7年4月の開校、そして高等部は、今お話がありましており、本宮高校に併設された本宮校舎で、そして小中学部につきましては、校舎が完成するまでたむら支援学校で教育活動を開始し、新校舎が完成次第移転する、そのような予定となっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 令和7年4月に取りあえずは開校するけれども校舎ができないのというお話でございました。子どもたちにとって環境が変わるということも大変大きな障害になるのかなというふうに思います。教育長のほうからも、ぜひ一日も早い、できれば7年4月に開校、建設完了して開校できる、そのようなことができれば本当は一番いいのかなというふうに思います。ぜひいろいろな機会を捉えて要望していただきたいというふうに思います。

さきの質問でも、保護者の経済状態が子どもたちの学ぶ権利獲得に大きな影響を及ぼしていることは述べました。特に、国民健康保険の世帯では、収入のない子どもにも人数に応じて均等割が配分されています。国は、子育て世代応援として、未就学児の均等割を半額免除する制度をつくりました。二本松市では、18歳以下の子どもたちの均等割を免除しています。県内では、白河市や福島市も懸命に取り組んでいます。これら、各自治体での取組が国を動かし、今回の未就学児への減免につながったと思います。国の制度として、子どもの均等割を減免することができれば一番いいことです。そのためには各自治体の取組が重要だと思っております。大玉村でも、子どもの均等割の減免に取り組むべきだと思います。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 大変失礼いたしました。

8番議員さんにお答え申し上げます。

現在の制度では、法定外の他会計からの繰入れというのが認められておりません。一般会計からの繰入れは難しい状況でございます。一般会計からの繰入れをしないで未就学児の均等割額を無償とした場合は、減額分を目的税である国民健康保険税に転嫁し、国民健康保険の加入被保険者世帯で広く薄く負担していただくというようなことになります。また、国民健康保険財政調整基金積立金を取り崩し充当する方法というのもありますが、当該基金の原資は国民健康保険税の剰余金であり、被保険者共有の財産との位置づけを考えれば、税に転嫁し、国民健康保険の加入被保険者世帯で広く、薄く負担していることに変わりがないことから、今後、他市町村の動向を見ながら検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 他会計からの繰入れは難しい、前回も同じお話をいただきました。ただ、この未就学児の数というのはごく僅かな数だというふうに思います。二本松市では基金からその分を繰り入れているというお話も伺っております。その辺も、ほかの自治体の状況も十分調査をし、その上で大玉村、どのような形で進んでいくのかも改めて伺いたいというふうに思います。何度伺っても同じで、現在では同じかと思えますので、ぜひ大玉村でもこの減免制度をつくっていただきたい、これを改めてお願いをしたいと思います。

子どもたちの学びの環境を整える、このことは子どもたちの学びを保障する上で大切なことです。以前も質問しました、学校のトイレに生理用品を置くということについてであります。前回の答弁では、生理用品は保健室に置いてあるのでそちらで対応したいとの答弁でありました。経済的理由から、整理用品を購入することが困難な子どもたちにとって、いつでも使えるように学校のトイレに置いてあることは安心につながります。さらに経済的理由によらず、急な場面ですぐ使うには、やはりトイレに生理用品を置くべきです。保健室まで行って話すことに抵抗のある子どももいると思います。各地で公共施設や学校のトイレに生理用品を置くところも増えています。大玉村の学ぶ環境を整う上でぜひ必要だと思います。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

昨年の6月定例会の折にも答弁をさせていただいております。議員おっしゃったように、現在、生理用品につきましては保健室に備えて、養護教諭あるいは女性の担任などが指導や援助をしているというような状況であります。小中学生、子どもの年齢や発達の状況、そして家庭環境などによって援助の仕方は異なってくるかと思いますが、特に小学生段階などでは、生理用品の使用方法にも不安を持っていたり、あるいは中学生も含めて生理痛その他、心理的、身体的にケアが必要な場合も多くあります。このため、現在と同様、今後も養護教諭に相談ができる保健室に用意をして、経済的な問題も含めて子どもや家庭への教育相談を行い、場合によってはそこから得

た情報で経済的な支援につなげるということも含めて、個に応じた支援を充実させてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） すごく、この生理用品の問題というのは難しい問題であります、使いたいときにすぐ使える場所にあるということが重要なことかなというふうに思っています。トイレにトイレットペーパーがあるように生理用品も置いてあるという環境が一番望ましいというふうに私は思いますので、今後も十分検討をいただき、ぜひとも配置をしていただきたいというふうに思います。

さらに男子トイレにもサニタリーボックスを設置してほしい、このような要望が様々各地であり、男子トイレにサニタリーボックスを設置する、そういうところが増えているようです。男性でも病気や障害などによりパッドなどを使用する方もいらっしゃいます。今、村内の学校を含め、公共施設ではサニタリーボックスを設置しているところがあるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8 番議員さんにお答えいたします。

学校、それから社会教育施設等については、現状でサニタリーボックスを設置しているということは、まだしておりません。学校につきましては、保護者の方と連携をして、その子どもさんの状況をまずはしっかり把握することが大事なと。子どもさんの状況で学校として支援が必要な場合に、ただ単にサニタリーボックスを設置するというだけではなくて、その子どもさんに適した対応を学校でしていくためにも、やはり家庭と連携をした上で、個に応じた支援を続けていきたいというふうに考えているところです。現状、小中学生等について、そういった必要がある児童生徒がいるということは、今現在はありません。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 今現在、必要のある子どもがいないから置かないではなくて、子どもだけではなくて、例えば先生方にそういう病気を抱えていらっしゃる方がいる、このような場合にもやはり必要なものなのかなというふうに思っておりますし、併せて村内の公共施設、役場も含め、保健センターであるとか、改善センター、それぞれのふれあいセンターであるとか、そういう場所にも生理用品、さらにはサニタリーボックスも設置すべきではないかというふうに思います。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

今現在、生理用品につきましては、配置は当然しておりません。あとサニタリーボックスにつきましては、みんなのトイレにはございますけれども、その他、男性専用のトイレ内には設置はしておりません。ただし、公共施設それぞれ自動水栓化をしまして、その結果、手を拭いた後のボックス、これは蓋つきのボックスは設置はしてお

りますが、サニタリーボックスとしての専用のものは設置はしていないところでございます。サニタリーボックスにつきましては、設置は速やかにできますが、生理用品につきましては、今後十分に意見を聞きながら検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 公共施設、ぜひ役場にはせめて生理用品なりサニタリーボックスを設置していただきたい。それこそ役場はいろんな方がいらっしゃるわけですから、様々な障害を抱えた方、急なことを想定して対応していただきたいというふうに思います。

障害や性別などにかかわらず、全ての人がその人らしく暮らすことができる、そのような地域社会をつくるための努力、これを重ねてお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、8 番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前 11 時 10 分といたします。

（午前 10 時 51 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 4 番本多保夫君より通告がありました「山ろく交流センター建設の経緯について」の質問を許します。4 番。

○4 番（本多保夫） 4 番本多保夫です。

さきに通告しました件について、議長の許可を得ましたので、ここでいろいろと伺っていきたくと思いますが、昨日の一般質問の中にも 5 番議員さんとダブる部分が多々あるかとは思いますが、それはそれで、再確認のためにダブったとしても返事をいただければと、そのように考えております。

また、おおたま地域活性化センターという名目で陳情されておりました、私も賛同したところではございますが、その後完成してからも多くの人たちから苦情といえますか電話をいただきまして、大玉村には議員は要らないと、そこまで私ははっきり言われまして、私は、それは議員であるんですが、それはどういう意味ですかということを確認いたしました。再確認しまして答弁しますということなので、本日の一般質問にて、それを回答としたいなと思い、ここに一般質問をさせていただきます。

陳情書によりますと、大玉 7 区、8 区、9 区、10 区、当時の区長さんの連名にて仮称ではありますが、おおたま地域活性化センターの設置お願いということで陳情書が出されております。その中身については省略させていただきますが、当時、最後の文章には、「村当局、議会におかれましては、ご理解をいただき建設いただけますよう連名にて陳情します」というふうな文言でございます。問題は、建設いただけます

ようになんですね、建設ご協力じゃないんです。造ってくださいというような意味ですね、これは。それを頭に入れておいての答弁をお願いしたいと思います。

それでは、1番として、（仮称）おおたま地域活性化センター陳情についてであります。1番として、山ろく交流センターに途中で名称変更しているわけですが、なぜ名称変更に至ったのか、いつ頃なのか、その理由を村長さんにお聞きしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

今、おっしゃられたとおり、大玉村議会等におきまして陳情書が提出された段階では、（仮称）地域活性化センターというふうに表記がなされていたところでございます。その後、施設設置をされました地縁団体のほうで、正式な名称が決定されたということで、名称が山ろく交流センターになった経過でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 4番。

○4番（本多保夫） 地縁団体からの要請によって、このように名義が、名称が変更になったということですが、その時期はいつ頃でしょうか。お伺いします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

まず、地縁団体が申請によってということではなくて、あくまでも今回、施設の設置につきましては、建設主体が地縁団体になります。したがって要請ということではなくて、地縁団体自らが正式に名称を決定したということでございます。時期につきましては、建設途中、秋口、大方の上物が見えてきた時点でなされたというふうに記憶をしております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 4番。

○4番（本多保夫） これ、全く明快な回答ではないと認識しますが、この名称変更、これ後でまたお話ししたいと思います。地縁団体の方はこの名称変更については全然知らないということなんです。行政主導だということなんです。ここで村長とやり合ってもしょうがないので、また後でお聞きしたいと思います。

じゃ、この名称変更に当たっては、陳情者である方々の区長には了解を得たと地縁団体からお聞きになっているかどうかお伺いします。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 4番議員さんにお答えいたします。

今ほどのご質問ですが、名称変更については、当時の連名で陳情を上げていただいた区長さんの了解や考え方を伺ったとは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 4番。

○4番（本多保夫） ありがとうございます。

次に、2番といたしまして、この名称変更による補助金交付そのものには問題はなかったのかどうか。これ一般財団法人からも補助金をいただいているわけですね。申請した時点では多分仮称のままだと思うんですが、その辺はどうなのかお伺いします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

陳情書にございますとおり、（仮称）地域活性化センター、これは正式な名称ではなく仮称で申請等もございますし、陳情も仮称ということでございます。仮称でございますので、名称を正式に決定する行為自体、補助金の交付関係に問題は生じておりません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 4番。

○4番（本多保夫） 全く問題ないということで、大変喜ばしいことかとは思いますが、でもこれは、議会議員も同意しているわけですから、その辺も報告があってもよかったのかなと私は考えますが。行政側の考えにどうのこうのという考えはございません。でも、一言だけあってもよかったのかなと考えるところでございます。別に説明責任はないと考えているのかどうかだけ伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

陳情につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、平成31年3月議会で採択をされました以降に、その経過、経緯につきましてそれぞれご説明をさせていただいておりますので、その部分についてはご承知おきいただいていると思います。

また、村で事業主体であります地縁団体に補助金を交付させていただく際には、補正予算計上によりまして予算審議の過程等を経まして、それぞれ説明と議論がなされているというふうには認識をしております。その後につきましては、建築が完了した段階で、議会の皆様方にこの視察を受けていただいております。その際にも事業の概要でありましたり、経過、経緯の説明のお話があったかというふうには存じております。

したがいまして、村としましては、それぞれの機会を捉えまして可能な限りの説明をさせていただいているというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 4番議員さんにお答えをいたします。

名称関係、先ほども指摘がございました。村に建設をしてほしいという要望について、議会のほうで採択をしていただいたわけですが、最初の要望書を見ますと、東部、西部、北部ふれあいセンターと同じような施設を村で山麓部に設置してくれという趣旨の要望でございました。このことは何度も説明を議会のほうにもしております。同程度の規模のものを造れば、多分、今現時点では7,000万、8,000万、9,000万の、同程度のものを造れば、現時点では多分1億近くかかるんじゃないかと思っているわけですが、それをあの山麓に建設をするということは、村の財政上

も厳しいということで、あと人口規模も少ないということでありましたので、次善の策として、村のほうで県関連の補助金をもらいながら財源を確保して小さなものを造っていただいて、また村が建設することになれば、管理関係も全て、管理人を置いたり管理関係も出てまいりますので、婦人ホームに代わる施設として地縁団体に助成をさせていただいて、7、8、9、10の思いを地縁団体で取得して、財産取得ができます。7、8、9、10の区で財産を持つことはできませんので、地縁団体しか持てませんので、地縁団体を代表として、あの建物に助成をして造っていただいたということで、村が建設というのとの違いはそういう流れできた。これは再三説明を申し上げていますので、お分かりいただけたと思います。その経過については。

名称については、仮称ですので、そして最初、申し上げますと、南小屋婦人ホームという名前の場所に造ったものですから、その当初、皆さんが地縁団体が考えたのは南小屋交流センターという名称でございました。村から言ったのは、7、8、9、10の地域の交流センターなので、固有の地域だけ特定するような名称は避けてくださいよというお願いはしておりました。そのなぜ山ろくという筋が出たかという、陳情が出たときに、もしふれあいセンターを造った場合には、どういう名称かなと。仮に山ろくふれあいセンターかなんかという、東部ふれあいセンターと同じように話していた、そういう経過もありすよというお話は当然させていただきました。そうしたら地縁団体のほうで、すぐ関係者に話を聞いて、じゃ南小屋というんじゃないくて、そういう山ろくふれあいセンターでいいんじゃないかということで、地縁団体が自主的に決めていただきました。私たちのほうに、こういうふうに変わります、決めたいと思いますという報告はありましたが、決して村で、村でも言ってもいいわけですから、そういう形で公に広く使えるような名称になったという経過がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 4番。

○4番（本多保夫） ありがとうございます。

名称については、よく理解できます。ただ、その時点で候補名が2つ、3つ出たと。最終的に村長の判断で、これにしたほうがいいんじゃないかという言葉はいただいたと、地縁団体の会長が言っていますから、それが悪いと言っているわけじゃないんです。そういうこともあったよという話、今村長が言ったのはいいと思いますよ、山ろくで。ただ、そこまでいく経緯について正直にお話ししていただければ、私は何も問う必要はないんです。ただ、そういうことがあったということは、どうなんですかねと。行政主導なんですかと、それをただ私は伺いたかっただけです。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 事の経過については、私は事実を述べているわけです。どちらでもいいというわけではないんですけれども、そういう話が前々からありまして、南小屋という名称はまずいですよと。これは変えていただきたいというお話をしました。ただ、そういうものは受け取り方があります。村長が強制的に言ったのではなくて、例えばというふうに言ったときには、多分受け取るほうはそういう影響力を感じたのか

もしもかもしれませんが、私のほうには、そういうふうにも強制をしたりするような意図は一切ございませんでした。これは皆さんが決めることですからということはい添えてありますので、決して、それがよかったんだろうと、決めていただいたのがね。ああ、そうだなというふうに思っつけていただいたんだろうというふうに解釈をしております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 4 番。

○4 番（本多保夫） 再度、ありがとうございました。

次に移らせていただきます。

この見積合わせ実施後の契約変更、面積変更についてお伺いしたいと思います。

見積合わせ、なぜ1社だけなのか、1社では見積合わせと私は言わないと認識しているんですが、1社であっても見積合わせというのか、そのほかに建築を担当した今回の工務店のほかに何社に声をかけたのか、これも昨日の答弁ですと地縁団体が行ったと、だから私たちは分かりませんよと、部長さんがそういう回答をしました。実際はそれがいいんですね、これも全く言葉悪いんですがでたらめだと。その辺はどのような進め方をしたのか、担当者にお伺いします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4 番議員さんにお答えをいたします。

まず、山ろく交流センターにつきましては、再三申し上げますとおり、地元の地縁団体が事業主となりまして、村からの補助金の交付を受けていただいた上で地縁団体が設置したというのが経過でございます。

また、当該地におきましては、安達太良山の麓にあります中山間地で積雪も多い場所でありますことから、寒冷地でも耐えられる工法について協議をし、ログハウス工法、これで建築するというふうに最終的には地縁団体のほうで決定をさせていただいたところでございます。

また、村内におきまして、当該工法が可能な業者であります1社を選定した上で、地縁団体が見積合わせを行ったというふうな経過でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 4 番。

○4 番（本多保夫） 1社に絞って見積合わせという文言は言葉的には通用するんですかね。そういう話はないんで、あくまでも見積によってでしょう。1社だけに初めから絞ってやったということではないんですか、これは。見積合わせというのは、対相手がいて、初めて見積合わせだと私は思うんですよ。1社だけにやって何で見積合わせという言葉が出るのか、お伺いします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 入札制度でおっしゃっているかと思います。入札制度の中には、指名競争入札というのが主流ではありますが、これについては、金額に応じて、通常であれば5社による入札を行うところでございます。あと、今お

話に出ております見積合わせ、これは通常、随意契約の部分に入ってまいりますけれども、これにつきましては、例えばそれに該当する業者、特に村内にそういった業者さんがいらっしゃれば、複数業者での見積合わせを実施をいたします。先ほども申し上げましたとおり、ログハウス工法での建築というふうなそれを主眼に置いた場合につきまして、この工法が可能である業者が1社であったということもございまして、1社随契見積合わせという方式で実施をされたというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 通常、見積りをいただくということで、見積りと言っていますが、いただいた見積りに対して、自分たちの予算と比べてそれを合わせるというふうに役場では言っておりますので、1社でも見積合わせという名称を使っていますので、2社以上がないと見積合わせは当然使いますが、見積書を取得して、予算とかと合わせて、それで合うか合わないかということですから、単なる言葉というか用語の使い方ということで、特別そこに問題があるというふうには考えておりません。

それからあと、これ規模が若干大きいのと、通常と違って補助金を出してと、建設ということですが、今まで地区集会場等を建設した場合に、見積合わせというか入札をして造ったということは私は聞いていないですね、あまり。ですから、1社で造るというのは、役場の場合には当然これ数社の入札もしくは見積合わせということになります。役場以外でやる場合にはその発注方法については、その団体に合わせられていると。当然入札をしたり、2社以上の見積合わせをしているところもあると思います。今回はそういうことで、1社で話を進めながら内容を詰めながら持っていったということが現実でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 4番。

○4番（本多保夫） 私も、その行政職の見積合わせとか入札とか、よく把握しておりますが、この見積りをつくったのは誰か、それをチェックしたのは誰なんですか、この金額で妥当だろうと判断をしたのは、あくまでもこれ地縁団体の会長なんですか。お伺いします。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 4番議員さんにお答えいたします。

見積合わせの最終的な決定につきましては、婦人ホーム、地縁団体の役員さん含めて最終的には決定したということでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 4番。

○4番（本多保夫） 今の答弁、間違いありません。これは私のほうで確認を取りました。各役員の方、知らない。全部役場がやっているから私たちは分かりませんと、そういう回答を現会長をはじめ役員の方々からいただきました。そうすると、全く行政の

言っていることと、地縁団体の方々が言っている言葉が整合性が取れないと。それはおかしいんじゃないですか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

地縁団体という組織がそういう財産を取得することはできるということは再三申し上げました。ただ、専門家ではありませんので、いろいろ建設をする場合に、補助をする機関の役場のほうにいろいろと相談をしてやるわけですね。その場合に、補助金も出ますから、こういう資料が欲しいですと、こういう見積りが欲しいですと、提出してくださいよということは当然お願いをします。ですから、それに基づいて見積りをお願いし、今言ったみたいに見積りは見ていないし、100%役場のほうに任せているんだからということではありません。

ただ、どういう聞き方によって役員の皆さんが言ったか分かりませんが、役場のほうとしては、当然協力をしながら資料作成の指示とか、そうでないと補助金も入っています。県の関連の補助金も入っていますので、こういう建築確認が必要ですとか、それは当然分かっていることですが、業者にある程度、先ほど言いましたように、登記まで含めてお願いをしているという状況ですので、当然見積りは役場で作るはずありませんし、業者のほうでつくる、これは見積書が欲しいですと。建築確認を取るにも設計図書は当然必要になります。そのチェックも県のほうで行っております。そういう手続きに対する必要事項については当然役場のほうは全面的に協力をさせていただいてやっておりますので、役員会のほうで、みんな役場のほうに頼んだんだと、役場が全部やったんだというのは、実態としては役場が指導してこういうふうにしてくださいとか、こういう金額にしてくださいということは一切やっておりません。書類上の必要なものについてのアドバイスは当然行って協力はしてきたというのが実態でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 4番。

○4番（本多保夫） ここに多額の補助金を出したわけなんです、ここから山ろく交流センターと言わせていただきますけれども、これを造るに当たって、地元7区から10区までの区長さんの連名で陳情を出して、自分たちの持ち金はゼロ、村ではこれ補助金ですとやっているわけですが、補助金というのは、みんなが負担して足りない部分を補ってやるのが私は補助金だと思っています。初めから補助金という名目で出すというのはどうなのか。地元負担が全くなくと、普通に集会所を造る場合は、地元負担あり、村の補助金としては最高500万だったと思います。今回の場合は一切地元負担がなく、補助金という名目で出しているのはどういうわけなのかご説明願います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 今回10分の10というのは、いきさつでも議会でも何度も説明をしていますね。要するに歴史的な経過とか、山麓のあの十数世帯でその施設は造るこ

とは無理ですので、負担金をやるといってもこれは建設ができないということで、あの前の建物、婦人ホーム自体が10分の10の補助で建てられていると。そして十分のその機能を果たしてきたと、あの地域の活性化に対して。そして今度は村で造ってくれということですから、村のほうとしてはやはり高額な施設、大きな施設になってしまいますし、その後の管理も大変だということで、山麓のあそこの地縁団体にその建設を逆をお願いしたと。地縁団体のほうがかえって大変だったと思いますよ。村のそういう財源の問題とか、管理の問題を全部請け負っていただいたわけですから。

ですから、そういう面では大変な思いをさせてしまったわけですがけれども、補助金というそのいきさつについては、今言ったようなことは承知していただいて、予算の審議をいただいて、議決をしていただいたんですよ。そのときには、もう十二分に説明をして、なぜ10分の10なのかということは、経過も含めて了解をいただいていますので、今なぜだと言われてもちょっと困るところもあります。

それから、補助金というのは、10分の10補助金というのはいっぱいあります。全額補助しますよと。これは全部補助なんですね。補助金というのは、会計上の款項目節の節の部分の名称ですから、10分の1でも10分の10でも補助金は全て補助金です。ですから、今回補助金として出している部分については、会計上は何の問題もないというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 4番。

○4番（本多保夫） 山ろく、最初は婦人ホームですか、入植して大変な思いで生活をしていたと、それは私も承知できます。今現在はどうかと考えた場合は、私たちとそんな遜色がないだろうと。入植当時のあれから約50年たったわけですから、昔の生活と全く変わってきています。だから私たちもそれ賛同はしましたけれども、やはりもう少し考えていただいてもよかったのかなと。

まして、この陳情書には7区の区長名も載っているんですね。7区には西部ふれあいセンターがあるわけなんです。それなのにどうしてか、これ名前載っているわけですね、区長名。私1回聞きました。何で7区の区長が今回これに、陳情書にサインしたんですかと。いや、判こくいよっと来たから書いたと。簡単なものでした。むしろ14区あたりに、隣接していますから声かけしたほうが私は利口なのかなと思いました。これは既に終わったことだから私はこれ以上申し上げませんが、そういうこともあったということでございます。

次に移らせていただきます。

この面積、建物の面積が増えたのは当初からの予定の面積だったのか、途中からの面積の変更だったのかお伺いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

今、説明要らないというお話でしたが、あそこが7区から10区まで入って、これも何度も議会で説明をさせていただいています。何で7区入っているんだと。中山間

地域に入っているのが7、8、9、10なんです。ですから、中山間地域の荒廃、農業荒廃とか地域の人口減少が非常に顕著なんですね、大玉の場合。人口は増えていますが、あの中山間地域の人口減少と農地の荒廃は、私から言うと怒られますが、目を覆うものがあります。ですから、村の均衡ある発展のためには中山間地域の発展のための施策がどうしても必要だと。

それで、あの山ろくふれあいセンターをこのベースとしてあの地域の振興を図りましょうということですから、7区から10区までが入ったと。判こを押したときには説明は多分あったんだと思いますけれども、それはいろんな場合に、陳情する場合には十分に説明したか、納得したかについては分かりませんが、記名、押印した時点でその内容に十分理解し賛同したというふうに受け取って、議会でも採択をされたんだろうというふうに思っておりますので。要は中山間地域の振興のためには、どうしてもそれについては必要な施設だったと。経過については前にもお話をしました。

面積については、今、福島県の人にやさしいまちづくり条例で、みんなのトイレとかいろんな、必ず車椅子で入れるようにしなさいとかというものも入っていましたので、当初の約束というか当初にお願いしたのは、敷地も狭いので同じ面積でやってくれないかというお願いをしました。ただ、業者とこれは地縁団体で、本当に私どもは増やせ減らせということは言っていないので、話合いの結果、そういうものを入れるためには若干面積が多くなりますよと、いいですかということですから、村としては予算の範囲内であれば大丈夫ですよということで面積が増えたと。実際、物置もない、収納するスペースもないような状況でしたので、同じような活用できるスペースを確保するためには、その収納施設とかみんなのトイレとかという新たな施設の分が増えたと。これは使用するに当たってはやむを得ないことではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 4番。

○4番（本多保夫） ありがとうございます。

参考のために申し上げておきますけれども、中山間は大玉6区も入っていますから。次の質問に入ります。

山ろく交流センターで、駐車場用地だと思いますが土地を取得していますよね。その面積と売買価格、そのときの地目をお知らせください。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

山ろく交流センターの敷地そのものにつきましては、従来から地縁団体が所有していたものでございまして、そこに建物を建築されましたので、今回改めて敷地を購入したという経過はございません。駐車場云々につきましても、私たち行政側としては把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 4番。

○４番（本多保夫）　今、部長の答弁に間違いございませんね。

把握していないんだったら把握していませんでした方がいいんです。

これ、間違いなく動いているんです。買っていますよ、土地買ったでしょう、駐車場用地を、若干ながら。正直に言ってください、別にどうのこうのではないんです。買っていないなら買っていないで構わないんですけれども。買っていないでよろしいんですね。

○議長（菊地利勝）　村長。

○村長（押山利一）　再度お答えを申し上げます。

この経過については、私も婦人ホームを造るときに、あの底地は個人の名義だったと、村じゃなくてね。個人の名義で婦人ホームを造るときに、別なほうに造るはずだったのがなかなか土地の手当てがつかないということで、今の場所に個人の地主の協力を得て、これは売買というよりも代替地ということで、共有地があったところにその個人の方は移ったので、金のやり取りはなかったようです。ですから南小屋婦人ホームができたときに、あの土地は地縁団体の所有の土地になったという経過がありますので、もう何十年も前の話です。

今回土地を買ったという話は聞いておりません。それは、それこそ地縁団体が独自で買う、売るは、役場には一々報告する義務はありませんので、今回の建設で土地を購入したという話は聞いておりませんが、それは地縁団体独自の方法ですから、村としてはそれにコメントすることは何もありません。

以上です。

○議長（菊地利勝）　４番。

○４番（本多保夫）　ありがとうございました。

次に移らせていただきます。

（４）ということで、建築資材に古材を使用したと。この理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地利勝）　総務課長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘）　４番議員さんにお答えをいたします。

今回、古材を使用したということでございますけれども、縦ログ構法というふうな選択をされておりましたので、古材を使用するというふうな指示を村でした経過はございません。縦ログ構法という工法を選択するというところでございました。

以上でございます。

○議長（菊地利勝）　４番。

○４番（本多保夫）　村は全く関わっていないと。でも造り方とか工法ですか、そういうのはよく把握していますね。材料、これ避難した人たちが仮設住宅に使っていた材料を使っていたというのは、これは明らかに間違いございません。今現在も、小高倉の地内に山積みになっている材料がたくさんあります。私はその中の一部だと考えていますが。

じゃ簡単に申し上げますが、3, 500万の予算があつて解体費用とか登記とか、いろんなお金がかかったと思います。単純に申し上げますが、解体費用も上がっているんですね、途中で。そうすると計算上は、約170万程度かかっているんです。集会所ですよ、これ一般家庭の二階造りあたりの金額に相当してきているはずで、解体料が。こういう高額なものに対して、村はそれは地縁団体だから私たちは関係ございません、分かりません、こういう話があるんでしょうね。私には納得できない、また私に電話をよこしていろいろ言われた方の気持ちも分かります。これは納得できるような数字ではないと。単純に3, 500万から私たちに報告した3, 216万ですか、そこから解体費用を引くと約3, 000万ちょっと残っているわけです。これは登記とか何か入っていませんけれども。そうしますと、坪単価が115万ぐらいになってしまうんですね、実際はもっと下がるでしょうけれども。

それで、昨日、5番議員さんも聞いていましたが、火災保険1, 418万の価値しかないということなんです。それは何でかと、古材を使っているから。私が見た限りではもっと低いんじゃないかなと。穴は開いている、節は多い、古材は使う、その工法的なものではないと。これ共済さんの判断で1, 418万までの保険金は可能だと。私は1, 000万ぐらいもないと思って見ています。これで本当にみんなに喜ばれる山ろく交流センターなのか、造ったと思いますか、村長。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

県のほうで、古材、古材というお話ですが、23年に原発が起きて25年か26年ですから、26年か7年ですかね、恵向遅かったですから、建築がね。ですから10年もたっていない材木です。県のほうで、あの資材については十分に使用に耐えられるんで、きれいに解体して再利用を促進すべきということを県内に、業者に出したというふうに聞いております。それを活用すべくストックをしたということですが、村としてもそういう経過の中でそういうものを利用することができるかどうかということも検討した経過はあります。あの施設というよりも、村の中の施設で使えないかという検討もしました。

そういう流れの中で、地縁団体とのお話の中でそういうものもセールスというか、勧めがあつて建築できるよということですので、村がこれを使えとかということではなくて、計画の流れの中でそういうものを使って建築することができるんじゃないかということも含めて、地縁団体のほうと最終的にはこれでいきましょうと決定され、そして見積りを取ってやったということですから。村のほうでは、それは結果的には民と民の契約ですから、それが高い安いという判断はできないということもありますので、それについて、今、安いか高いかということよりも、あの建物、施設をいかに有効に使うかということのほうに持っていっていただければ大変ありがたいなというふうに感じています。あれは地域の活性化のためには非常に重要な施設だというふうに考えています。

保険については、5 番議員さんにお話ししたように、保険会社によってその捉え方が違いますので、昨日言ったように再建できる金額になるかどうかも含めて、村のほうでは地縁団体、みんな我がで、全部我がのことは我がでやらせようとことじゃなくて、アドバイスしたりなんかができればお話を聞いて、そして保険のほうについてもお手伝いをしたいなど。火災の場合に、地震の場合に再建できないでは困りますから、その辺についてはしっかりと補助を出したほうの責任としても、今度火災となったときに、また改めて補助というわけにもいきませんので、その辺も含めて保険で賄えるようにアドバイスをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 4 番。

○4 番（本多保夫） ありがとうございます。

保険のほう、私通告はしていなかったんですが、1, 418 万、3, 000 万で建物等ができたとしても半分、確かに村長が言われるように、もし災害、火災、発生した場合、相当また村が負担するようになるのかなと考えます。この保険のやり取りをしたところは共済組合と。

これは課長にちょっとお聞きしたいんですが、15 日の夜、共済を呼んで交流センターでどのような話をしたか説明願います。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 4 番議員さんにお答えいたします。

今ほどのご質問ですが、共済組合の方においでいただいて、そのときには、先ほどお話ありましたとおり、一千四百何がしという保険金額だったということで、その後、もし万が一火災になって再建する場合に不足が出てくるんじゃないかというふうに考えまして、その部分、また保険を、補償金額が本当にそれで間違いがないのかというところと、あとは再建できる金額まで保険を見直すことはできないのかというところの話合いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 保険については、先ほど申したとおりです。保険会社によって捉え方が違います。単なる集会所というような利用目的によっても保険金が変わってきます。その中で、どういうふうに活用するかということも含めて違うような話もちょうと聞いておりますので、これについては、村のほうでしっかりと支援をさせていただいて。

ただ、何度も申しますが、3, 000 万という数字は、保険の該当するのは浄化槽も該当しない、水道も該当しない、建物を壊すのも該当しない、それから登記の関係、建築確認、そういうもろもろが入っての3, 000 万ですので、実質的に幾らで本体を再建する、今度再建する場合には設計図書も何もあるわけですから、それを再建する、改めてそのときに再建できる金額というのは、その3, 000 万のうちの二千数百万だろうと考えていますが、それを保険屋のほうで再算定という、そこが駄目なら

違うところもあります、何か所かそういうことで。使用目的によると、その辺もお話をしながら、幾らになるか再建できるように。改めてまた火事になったら村が補助金を半分出さなきゃならないなんてことになっては困ります、これは。ですから、しっかりとご支援はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 4 番。

○4 番（本多保夫） この保険に関しては、何度か共済さんとやり合ったと。言葉は悪いんですが交渉していると。最初は1, 000万を切ったような金額の提示、これは当然だと思います。あくまでも古材は古材なんです。再生利用、言葉はいいんですが材木的にはもう古いのは古材なんです。これだけの予算をついているんだから、何も新しい木材を使用して造れば、地元をはじめ地域の人たちからとやかく言われる筋合いはないと私は思っていました。私も電話を何件も、先ほど言いましたようにいただきまして、ショックを受けたところで、じゃ調べますと、先ほど言ったように。大体今把握できましたので、問合せがあった方々には、このように説明を受けましたと説明できると思います。

私たちも、今後、議員としてこういった陳情書、要望書上がってきたときには、議会議員として恥ずかしくないようによく精査をして採択にいくと、やればなと。行政ともうまくやっていくと。そうすることによって村が発展するということなので、お互いにその辺は理解し合ってやっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（菊地利勝） 以上で、4 番本多保夫君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午後0時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 6 番佐原佐百合君より通告がありました「村民交流センター建設の見通しは」ほか1件の質問を許します。6 番。

○6 番（佐原佐百合） 6 番佐原佐百合です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。

まず初めに、村民交流センター建設の見通しについてです。

大山地区に公民館と子育て支援センターの機能を併せ持った複合施設、村民交流センターの基本構想策定業務委託業者が、今年3月に公募型プロポーザルで決まりました。早く建設されることを期待する声もあれば、新しい施設を建設するのではなく、今ある施設を改装し、放課後子どもたちが過ごせる場所を増やしてほしいという子育て世代のお母さんの声もあります。村民交流センターが建設されることは、第5次大

玉村総合振興計画にも盛り込まれていますし、村長自らが会議などの挨拶の中で村民の皆さんに話されていると思います。昨年6月にも一般質問をさせていただき、議会だよりもに掲載しましたが、どこに建設されるかまだ知らない方もいらっしゃいました。新しく大きな建物を建設することは、多くの住民の方に理解していただく必要があると考えます。

そこで、現在の進捗状況と今後の予定を伺います。

まず初めに、公募型プロポーザルで決まった委託業者と委託料を伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の、まず委託業者でございますけれども、郡山市にございます阿部・前原設計共同体代表、有限会社阿部直人建築研究所代表取締役、阿部直人でございます。これに係ります委託料でございますけれども、719万4,000円でございます、このうち、消費税につきましては65万4,000円となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ありがとうございます。

郡山市の阿部・前原設計事務所共同体の方だと思いますが、プロポーザルでこの方々が決まった理由、もし何か、ほかとこんなことが違ったというのがあれば、お聞かせください。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

プロポーザル実施をしました際、5者からそれぞれご提案をいただきました。この中で、それぞれ審査員によって受け取り方というのは違うわけではございますけれども、中でも、景観に配慮した点であったり、建物の配置、内部の造りとか、そういったものをそれぞれ評価をいただきまして、一番優れた提案だったという結果をもちまして、本業者のほうに決定をされたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 審査会のほうで景観に配慮された、あと配置であったりということ、一番優れていたということで承知しました。

こちらの設計事務所の方ですが、例えば、私たちが分かりやすいように、近隣の施設でどこどこを設計しましたよという、この近隣の施設でやったところがあればお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 6番議員さんにお答えいたします。

阿部さんが関わったものについては、まず大玉のふるさとホール、これ、遠藤義男設計事務所ですが、実質的には彼が主任みたいに中心になってやったようです。それから、えぽか、あれは子育て支援というユニークなものが入っているようです。

それから、県民の森のオートキャンプ場のほうの宿泊施設については、外国人が元請ですが、彼が実際は設計に関わったと。近隣では、そういうものに大変実績のある設計業者というふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） ふるさとホールとか、えぽかとか、村民の皆さんにもなじみがあって人気のある施設の方だと伺いまして、多分村民の方もイメージしやすく、ちょっと期待できる場所もあるのではないかと思います。

現在、どこまでその業務が進んでいるのかをお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6 番議員さんにお答えをいたします。

先ほどプロポーザル終了したというのは、ご承知おきいただいたと思います。その後、事務的な手続を終えまして、今現在は、住民の方々から貴重なご意見を賜るべくワークショップの開催に向けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） そうすると、3 番の質問、住民のワークショップを実施する計画はあるのかという質問でしたが、今の答弁で今後実施するということと、すみません、今回の広報のほうに載っていたので、質問の中身を急遽、情報収集したりとかがありましてちょっと通告していないんですが、内容はほぼ似ているので、それを踏まえてこれから質問をさせていただきます。

広報のほうに図面のほうも載っていらっしゃって、名前も、大玉村子育て交流センター、仮称ということで、あと建築ワークショップということで、名前が変わって載っていました。それで、その中で、この名前、村民交流センターから大玉村子育て交流センター、仮称ですが、その名前が変更になった意図があればお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 当初計画、プロポーザルの段階では、子育て支援センターは数年前から建設を予定して準備をしてきたわけですが、なかなか取り組めなかったと。それから、大山公民館が老朽化をして建て替えなきゃいけないと、耐震化もできないということもありましたので、交流センターということで、子育て支援センター機能を備えた交流センターというちょっと言い方をしてまいりましたが、設計段階で建築の法律的な問題のクリアとか、それから補助金の関係等で、交流センターだと大変補助の率が低いという、公民館の場合はですね、実質 2 割ぐらいしか、高くても 3 割ぐらいしか補助金が出ないということもありまして、取りあえずそれもあるので、この計画、プロポーザル段階から、子育て支援センターを中心とした交流センターという名称です、これは。使い方は何ら変わりません。補助金をできるだけ多く頂くためには、今からこの名称で。

だから、これも実際出来上がれば、愛称みたいなもので、えぼかみたいな形で名称になるんだろうという、したいというふうに考えておりますが、現時点では、そういうことで、少しプロポーザル上での名前が変わったということでございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 法律であつたり補助金の関係で、現在のところ子育て支援センターを中心としたということでの仮称の名称であるということが分かりました。

それから、この広報を見ると、せっかくやるワークショップなんですが、平日の昼間の開催とでんとうたっておりまして、平日の昼間の開催を予定している、村として参加してほしい対象者は誰なのかなと思って、お伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 6 番議員さんにお答えいたします。

これ、平日日中としておりましたのは、例えば未就学児の保護者の方、子育てをしていらっしゃる、平日日中もおうちにいらっしゃる方、結構いらっしゃるんじゃないかということもありまして、取りあえず、この募集の段階では平日日中ということで書かせていただいております。ただし、これからの募集というか申込みの状況によるかと思いますが、集まった方が、どうしてもこの平日日中は都合が悪いという方が多い場合には、臨機応変に対応していくことも想定しております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 今の募集段階では未就学児の子育て中の保護者の方ということですが、やはり公民館も兼ねているのですから、もっといろんな人に意見を収集できたほうがいいと思います。ちょっと短い期間だったので、多くの人には確認できなかったのですが、この日中開催についてどう思いますかみたいな話を、これちょっと確認、何人かにお聞きしたところ、日中動ける人の意見しか集まらない会議になりそうだなとか、完成したら仕事している人も使用したいのに、何でそういう声も聞くチャンスないのかなとか、声がありました。今、今後集まっていく中で臨機応変に対応していくということなんですが、今回平日ということで、あと申込期間も短いということで、人がもしかしたらあまり集まらないかもしれないのですが、今後、またこのワークショップを、この広報以外で周知する方法があれば教えてください。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 6 番議員さんにお答えいたします。

今ほどのご質問ですが、この広報紙での周知のほかに村のホームページであつたり、あと必要に応じて村の防災行政無線等での周知も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） ぜひ、そのようにしていただきたいです。私も、何人かお声がけしたら、参加したいけれども、やはり昼間、ちょうど仕事に行っていたりとかで行けないというお話もありました。そのほかに、子育て世代の方はアパートに住んでいる

方が多くて、広報紙はアパートには配布されないのでは、見られないよねとか、だったら、今後もし検討されるのであれば、保育所や幼稚園などにチラシ配布してほしいとか、あと村の定期健診のほうで配布してほしいという声がありましたので、ホームページとか無線以外でも何か方法を考えて、より多くの人に参加できる方法を取っていただきたいと思います。

住民との十分な話し合いが必要だと思います、そのほかにも。幅広い年代の皆さん、そんな方にも参加していただきたいので、臨機応変に考えると言っていただきましたが、広報であつたり、またこれからコロナがどうなるか分かりませんが、コロナで中止になつてなつた場合でも継続してできるような方法や回数などを増やす考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6 番議員さんにお答えをいたします。

今、お手元に広報紙、お持ちかと思ひます。その中にも、申込方法の下のほうに今回記載をさせていただきましたが、参加者多数の場合におきましては複数回に分けてそれぞれ開催するという事で、今のご提案をいただきましたように、日中の部、夜間の部、そういった対応は、参加いただく方の状況であつたり人数を踏まえまして、それは対応させていただくところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） ぜひ対応をお願いいたします。

今の若い世代のお母さん方は、Z o o m というものも特に苦にすることなくやっております。なので、Z o o m で平日の夜間開催であつたり、土日だったらいいのになという声もありましたので、その辺もご配慮ください。

ワークショップを行うとき、参加者から声を引き出し、目的達成のために計画立案を支援するファシリテーターの役割はとても重要だと思います。設計業者さんがやるのか、誰が行うのか、経験がその方にあるのか、お伺いします。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 6 番議員さんにお答えいたします。

今ほどのような質問ですが、現在のところは、集まった方の状況にもよるんですが、集まった方の中から進行役の方を選んで、進めていきたいなというふうに考えております。ただ、総合司会ですとか、いろいろやり方の説明ですとか、そういったところは、今回の受注業者さんのほうにお任せしたいと思ひてまして、また、その受注業者さんのほうも、今までいろいろな建築物のほう、こういったワークショップの手法で進めてきているというふうに聞いておりますので、その辺、経験のほうも十分あるのかなというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6番（佐原佐百合） 集まった人の中で進行を、この内気な大玉村の皆さんがどこまでやれるのかなと今ちょっと、ちらっと思いましたが、設計業者の方が経験あるということで、そこは安心しました。なかなかワークショップに慣れていないと、会議、参加者が慣れていないとなかなか進まないと思いますので、この進行する方も大変だろうななんて思って、今聞いておりました。

次に、ワークショップの話し合いの様子や検討の状況などを毎回村民の皆さんに伝えることで、より建設への理解が得られると思います。ほかの自治体が発行しているワークショップの広報紙のようなものを作成し、村内に配布する考えはないか、伺います。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 6番議員さんにお答えいたします。

今ほどのご質問ですが、ワークショップの様子ですとか途中経過、村広報紙ですとかホームページで公表したいというふうには考えてございましたが、毎回となると、ちょっと時間的な問題ですとか難しいこともあるかもしれませんが、なるべく可能な範囲で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 毎回は大変だと思いますが、ほかの自治体でもやっているところもございます。参考例など、今ネット社会ですので、検索をすれば、いろんな自治体のいい方法であったり、内容が書いてあります。いいものはまねしてもいいのかなと思いますので、ぜひ村民の皆さんに伝わるような形で共有していただきたいと思います。公共施設を建設するためには、ワークショップの開催では村では新しい取組だと思います。ぜひ、実のあるワークショップになることを願います。

次に、住民の皆さんと十分な話し合いがなされ、その後、基本構想策定業務委託完了した後の計画を伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

基本構想業務が完了しました後ということでございますけれども、まず建物の建築に向けた財源確保のための国庫、県費、そういった補助事業等の確認作業を行わせていただきます。それらの補助金のめどが立った時点をもちまして、実施設計を進め、その後、補助金の申請、建築工事発注という流れになろうかと思っておりますが、あくまでも補助金のめどが立つまでの間につきましては、具体的にいつまで何をするということは、今現在申し上げられないところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 財源の確保のめどが立ってからということで、建設に入るということなのですが、せっかくこのワークショップで集まった方々から話を聞いて、その後できるまでぷつんと間が空くとモチベーションが下がってしまったりとか、何かせ

っかくいい流れになったものを切ってはいけないのかなんとも思います。近隣の施設には、開館する前から住民ワークショップをずっと５年間２８回やっているところもあれば、１年間やり続けているところもあります。この建設までの間、このワークショップ、この入れ替わり立ち替わり、どうなるか分かりませんが、いろんな人が集まったら、せっかくこの集まっている人たちの縁が切れないような何か、名前を変えてでも何でもいいんですけれども、そのつながりを大切にしてほしいなと思います。それと、住民の皆さんへの説明も大切にしてほしいです。

なので、財源の確保ができるまで、めどが立つまで、私たちは見守るしかないと思うんですが、その間に私としては、せっかく集まってくださった方々を何とか、私もそうですけれども、今こうやって議員でいますけれども、最初は、子育て中にどこかの団体に何か入って話ししているうちに、どんどんいろんなのに引きずり込まれてここまで来ているというのもあるので、せっかく参加してくれた人の何かしたいという思いをうまくつながるような、この建設のワークショップだけじゃない、何かそういうほうも考えていただければと思います。

ワークショップの開催は、村民に日本一近い村政の実現に向けた新たな一歩だと思います。これからも新たな取組への挑戦を期待します。

次に、２番目の質問です。

脱炭素社会を実現するための取組についてです。

６月は環境月間です。先月から環境に関するニュースを聞くことも多くなっています。これから話すことは、もうご存じかもしれませんが聞いてください。

近年、世界中で二酸化炭素の増加が異常気象の原因となり、自然災害の多発や農作物、生態系の異変などが進んでいます。福島県で全く地球温暖化対策を実施しない場合は、２０９０年頃には、現在と比較して平均気温が５．３度上昇すると予想されています。そうした気候危機を回避するため、２０２０年１０月、国は、２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。カーボンニュートラルのことは、すみません、また今月の広報のほうにも掲載されておりまして、皆さん、そちらを見ていただければと思うのですが。

県では、２０２１年２月に福島県２０５０年カーボンニュートラルを宣言し、今年５月には、２０５０年カーボンニュートラルの実現、持続可能な脱炭素社会の形成を目指し、福島県２０５０年カーボンニュートラルロードマップを策定しました。ロードマップには、２０５０年度のカーボンニュートラルを実現するために、県民、事業者、地方自治体などが取り組むべき対策が示してありました。本宮市では、２０２１年３月に本宮市２０５０ゼロカーボンシティ宣言をしました。全国でも、ゼロカーボンシティ宣言する自治体が年々増えており、５月３１日現在、７０２自治体、４２都道府県、４１５の市、２０の特別区、あと１８９の町、３６の村が表明しています。本県では、１３の自治体が表明しています。

地球温暖化は地球規模の問題であり、世界各国で、また全自治体、全国民が取り組まなければ目標達成できるものではありません。このような状況にある中で、今ある

自然や農村風景を守り、この豊かな資源を未来の世代に残すために、村民、村内企業の皆さんと一緒に脱炭素に取り組む姿勢を示し、広く行動を呼びかけていくことが必要だと考えます。本村では、令和4年度の村政執行基本方針の中で、2050年度までに二酸化炭素排出量、実質ゼロにすることを目標にするゼロカーボンシティ宣言について、村内企業及び村内の皆様のご理解をいただき、進めたいと説明がありました。そこで伺います。

本村が考えるゼロカーボンシティ宣言を表明するメリットと時期を伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

議員ご指摘のように、近年、地球温暖化の影響による自然災害、あるいは農作物、生態系への異変などの原因であります二酸化炭素排出量の削減は、待ったなしの世界的な取組と言えると存じます。これに向けて、ゼロカーボンシティの宣言ということでもありますけれども、メリットといたしましては、ゼロカーボンシティを宣言した自治体は、国などから優先的にこの支援が受けられるというメリットが1つ挙げられるかと思います。また、ゼロカーボンシティを施行していくことで、再生エネルギーや蓄電、そういったものの整備が進んでいけば、自然災害などの際でも、電力等を確保できる効果も期待されるというふうに考えてございます。

本村といたしましては、宣言ありきではなく、村内企業、あるいは村民の皆様に情報発信を行った上で、その機運を高め、計画性の伴った宣言を行うという考えを現在持っているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 宣言すると、国から優先的に支援をいただけたら、再エネにも整備ができるということで、村としてもメリットはあると思います。時期も、村で、はい、やりましたよではなくて、きちっと村民の皆様に情報発信をしていただいて、機運を高めるという方法を取っていただけたらというのを聞いて、そちらを楽しみにしております。

次、情報発信、これからするとは思いますが、いち早く今分かっている段階で、村内の企業や村民の皆さんに理解してほしい内容があればお伺いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

村内の企業、あるいは村民の皆さんに理解してほしい内容ということでございますが、ゼロカーボンに向けた取組、様々な分野に多岐にわたりますけれども、基本的には、最近あまり聞かなくなりましたが、やっぱり3つのR、リデュース、リユース、リサイクル、この考え方がやはり基本になるのではないかというふうに考えてございます。これらの考え方から、ごみの分別による減量化、あるいは資源化率の向上、節電、食品ロス削減といった身近にできることからの取組、生活様式の変化対応にご理解、ご協力をいただきたいというふうをお願いしたいと考えておりまして、今回の補

正予算に計上させていただきました生ごみ処理機等の購入補助、これらについても、この取組の一環というふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 基本的に3つのR、前からこれは言われていることですが、そちらを身近にできることとして生活様式を少し変えてみませんかということで、理解、皆さんに協力してほしいということと受け止めました。

今月の広報おおたまの話になりますが、もう本当に、まだ皆さんの手元に届いたか届かないかぐらいだと思うんですが、「私たちと農業作文コンクール」が掲載されていて、大山小学校の3年生が環境を守る地産地消について書いていました。その子は、テレビを見て、どうして地元で作った野菜や果物を食べることで環境が守れるんだろうと不思議に思い、調べることにしたそうです。調べた結果、たくさんのCO₂、二酸化炭素を排出することが分かったそうです。詳しい内容は、ぜひ広報紙を見ていただければと思います。このように、子どもさんから大人まで幅広い世代の方に、環境を守るきっかけづくりのために情報や知識をたくさん持っている行政が伝えることも大切だと考えています。

そこで伺います。

脱炭素社会を目指すためのプログラムを関係する部署で考え、生涯学習課の事業で行っている、ふれあいセミナーのグループが利用している出前講座があるんですが、そこに追加していただいて、村民の皆さんや企業の皆さんが学べるよう活用を促す取組はできないか。何かもったいないなと思うんですね。なので、まずは自分、自主的に学ぶことということで、ふれあいセミナーの人だけが使うのではなくて、誰でもが利用できる、そんなものに追加していただいて、勉強できる機会、学べる機会を設けていただけないかという質問です。お伺いします。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 6 番議員さんにお答えいたします。

ふれあいセミナーにつきましては、社会教育事業の一つでございまして、自主サークルの学習機会を支援する事業となっております。基本的には、村の各課における業務内容について設定した講義メニューの中から選択していただいて、役場職員などが講師となって学習支援するというものになってございます。

今回のご質問でございます温暖化の問題だったり、脱炭素のためのこれからの取組などについても、こちらの講義メニューとして活用することは十分に可能であるというふうに考えてございます。今後、関連担当課と協議した上で追加メニューのほうに加えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6番（佐原佐百合） 追加メニューにしていだけるということで、誰でもが申し込めるような仕組みをつくっていただければと思います。自主的に学ぶことも大切ですが、ぜひ生き粋大学とかサロンの中でも何か伝えていっていただけたらと思います。

次に、毎月、広報紙に掲載している廃棄物のコーナー、何グラムとか書いてあるところなんですけれども、近隣の自治体よりは詳細に書かれているので、廃棄物削減、リサイクルに関心を持ってもらいたいことは伝わってきます。令和元年6月にも同じ質問をしたときに、掲載されてある数字を見て、多くなった、少なくなったと思ってもらえるようにという答弁がございました。しかし、ごみの排出量やリサイクル率はよくなっていません。多分、全体の数字なので、あまり自分事としてぴんと来ないのかなと私個人的には思うんですが、その掲載方法も何か方法がないとか、あとホームページでも細やかな情報が掲載されていますが、分別の方法だったり掲載されているんですけれども。

実は、安達広域のごみのホームページを見ると、情報発信している内容があるんですね。それは現場の声、現場で困っていること、こんなガラスがこういうところに入っていて捨てられていました。テレビやパソコンも衣類の中に隠されて捨てられていました。あと電池も、これはリサイクルにはならないのでという、そういう現場の声がきちっと発信されています。ですので、確かにうちのホームページも細やかでいいのですが、現場からの声も引用してできるのではないかと思います。

そこで、広報紙やホームページ、そこも今後リニューアルする考えはあるか、お伺いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

ゼロカーボンシティ宣言に向けて積極的な情報発信に努めてまいりたいというのは、先ほど答弁をさせていただきました。これらの内容につきまして、特に広報、それからホームページ、これらにつきまして、これらを活用した情報発信は非常に重要だと考えておりますし、これらの内容についても、今ほどいただきましたご指摘等を参考にしながら、内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 新たに取り組んだりすることは大変だと思いますが、ぜひ充実した内容にしていだきたいと思います。

前半にお話ししました福島県2050年カーボンニュートラルロードマップには、2050年度のカーボンニュートラルを実現するために、県民、地方自治体が取り組むべき対策として、先ほど部長もおっしゃいましたが、廃棄物の削減、リサイクルが示されていました。4月には、2020年、令和元年になるんですけれども、その全国都道府県の一般廃棄物処理の状況が環境省のまとめで公表されました。多分、先月あたり、皆さんも新聞やニュース等で見たかと思うんですが、福島県は、県民一人が2020年度に排出した1日当たりのごみの量は1,033グラムで、2年連続で全

国ワースト2位という、そういう結果になっています。そこで、県は、二酸化炭素の排出抑制と地球温暖化対策につながるごみ削減に向け、県民総ぐるみで取り組むと言われています。

先ほど、村でも、もう取り組みたいと言っておりましたので、そこは大丈夫かと思うんですが、先ほども言いましたが、大玉村、令和元年の前は平成30年の調査だったと思うんですが、全然そこから変わっていません。2020年度の結果として、大玉村は決して悪いわけではないです。ごみの排出量780グラムで、県内66市町村の中でも12位という数字ですので、決して悪くはないです。リサイクル率も16.6%で、県内の市町村ランキングで8位です。前が本宮市が7位、後ろ9位が二本松市で、安達管内の19分別は県内で一番多いので、そこが住民の皆さんの協力でこういういい数字になっているのかなと思います。それでもリサイクル率は年々低くなっています。長年住んでいる私たちでも悩むときがあります。ですので、もう少し、また勉強会ではないですけども、皆さんに周知できるような方法を考えていただけたらと思います。

今月の広報おおたまに、カーボンニュートラルについて記載されていましたが、その中に、先ほども部長おっしゃいましたが、身近にできること、私たちのできることとして家庭で取り組む8つの事例が掲載されていました。私自身も、気はあるんです、ああとは思いますが、なかなか実行できずにはいますが、村全体でそういう機運が上がれば、私も自転車に乗ろうかなと思うんですが、ああ、今日雨降るなとかいうとやめてしまったりとか、電気つけたまま寝ちゃったとか、いろいろ思ったりするんですが、8つ、後で皆さん広報を読んでください。そこに書いてあります。

全然ちょっと違うんですが、その中で、鉄則、今機運を高めることができるのは夏祭り、今年やるかと思うんですが、その中で、ごみの分別であったりとか啓発活動もしながら、何かみんな、来た人みんな、村民みんな、業者さんもみんな何かできるんじゃないかなんてちょっと思ったので、ぜひ何か大変ですが、ぜひ取り組んでいただければと思います。

最後に、今ある自然や農村風景を守り、この豊かな資源を未来の世代に残すために、村民、村内企業の皆さんと一緒に脱炭素に取り組む姿勢を示し、広く行動を呼びかけていくことが必要だと考え、私の一般質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、6番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、議案第32号「大玉村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、議案第33号「令和3年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第4、議案第34号「令和4年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番（押山義則） 専決処分書のこの13ページ開いてください。

この中で、新型コロナ対策特別資金制度の、村内事業者に対しての貸付制度のことについて書いてあります。最近のニュースで、一般の特別資金貸付けが村の場合、社協を通してでございますが、大分滞っているというようなニュースを聞いております。それで、村内の事業者がこの制度を設けているわけですが、村内事業者のこの利用状況の実態、その辺をどのように担当として把握しておられるのか、確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

現在、中小企業の資金繰対策として、こういったコロナ特別対策の資金制度融資を実施しているところでございます。村内業者、この資金ができたのは令和2年からでございます。ある一定程度の中小企業の皆さんに関しましてはこの資金を利用され

ているということで、実績でございますが、例えば、ここにある１２番の新型コロナ特別対策資金制度等利子補給に要する経費、こちらに関しましては、令和３年度に関しましては２７万３，０００円の支出をしてございます。また、その下の１３番の新型コロナ特別対策制度の信用保証制度につきましても、令和３年度は９万９，０００円の支出をしているところでございます。また、これも毎年毎年更新して、資金繰に苦しんでいる中小企業を助けるために、こういったものを専決処分として実施しているところでございます。また、制度としては、令和６年度までございますので、来年度につきましても実施できるように、このための基金の積立てということで、２４番の基金積立金５０万、こちらについても提案したところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） １１番。

○１１番（押山義則） それは、この制度が大変ありがたい制度だということは理解しております。ただ、先ほどもちょっと触れましたが、村内の事業者の実態、これで十分助けになって、ちゃんとそれでそれぞれの事業者が頑張ってやっていけるような状況になっているのか。やっぱりまだコロナでまだまだそんな状況じゃないという、そういうような、この実態を本当は伺いたかったんでありますが。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） １１番議員さんにお答えをいたします。

制度の概要につきましては、今ほど課長のほうから答弁をいたしたとおりでございます。この枠組みにつきましては、村内の中小事業者さんが、コロナの影響による売上げ減少等々を要件に金融機関から貸付けを受け、それに対して利子補給、あるいはその際の信用保証料、これを補助するという枠組みでございます。したがって、担当といたしましては、村内の事業者さんから相談、商工会等を通じてあった場合には金融機関のほうと連絡を取っていただいて、その上でこのような助成をしていくというふうな枠組みでございます。

現時点の状況でございますけれども、一時期ほどの大きな影響、大きな波のようなということではありませんけれども、長期化することによってかなり体力が奪われているというふうな状況もかいま見られますので、これらの状況も踏まえながら、また商工会等ともよく連携、さらに情報交換を行いながら、必要な部分について助成なり何なりを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） １１番。

○１１番（押山義則） ありがとうございます。分かりました。

私、今後とも、その点を十分注視して、この支援制度をしっかりと続けていってほしいと思います。

さらに、１点、質問もれをしました。

その下の小中学校給食費助成に要する経費であります。これについては、期間について伺いたいんです。このコロナ後は、こういう状況が継続してやっていける状況にあるのかどうかということ、その辺確認しておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えします。

最初、2割につきましては、村の施策として補助をしたということでございますが、その後コロナになりまして、経済的にも大変だと、親の負担も大変だということで、地方創生臨時交付金、国の資金を活用させていただいて、3割上乘せをして、5割の半分助成をするという形を実施したところでございます。令和4年度についても、臨時交付金が交付になりますので、これを利用して5割は維持したいと。

来年度以降、どうなんだということですが、これについては、一度減免をして、令和5年度はまた2割ですよということは多分できないだろうというふうに考えていますので、財源の手当ても必要ですが、その辺も見ながら、継続の方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。6番。

○6番（佐原佐百合） 11ページです。

⑩のマイナンバーカード普及・販売促進に要する経費、個人番号カードを提示した消費者にプレミアムポイントを付加することで、カードの普及促進と地域内における消費喚起を支援するということで、業務委託料126万3,000円、負担金補助及び交付金400万ということで数字が挙がっています。

業務委託の内容と、あと負担金400万は多分補填だから、5倍、10倍にしたときのなので分かるんですけども、村民の方から、村外の方も対象にしてポイントをつけているということで、私もいろいろ考えたんですけども、消費喚起という部分では大丈夫なのかなと思うんですが、どうしても、やっぱり村外と聞くだけで皆さん、何で村のお金使って村外の人にも促進させるんだいみたいな、ちょっと誤解のようなものがあるので、十分な説明は必要かと思われま。

取りあえず、その中で、今マイナンバー持っていない人というのは、もともと提示することもすぐちゅうちょする方々ではないのかなと思いました。そこで、マイナンバーカードを今申請して発行されるまでの期間、それとこの負担金は、上限に達すると終了ということになっているんですけども、間に合うとは思いますが、つくって、いざ使おうと思ったら終わってしまいましたなんていうことにはならないのかの確認です。あとは、きちっとPDCAサイクルで回していただきたいなと思うんですが、その辺、お聞かせください。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 6番議員さんにお答えいたします。

この400万も国の地方創生臨時交付金を充てております。今回、6,000万、国のほうから提示がございました。これを使うのには、各自治体の考え方に従って実

施していいよと。ただし、コロナ対策、経済対策ということが中心となりますので。その中のメニューの中にも、マイナンバーカードを使ったポイント付与というのは明記されております。

県全体のマイナンバーカードの普及率は4割を超していますが、隣の本宮も4割超しているんですが、大玉は3割ということで。いろいろと賛否もありますが、マイナンバーカード、これから保険証、それから運転免許証と、身分証明とか使われるということですので、やはり行政としては普及に努めなきゃいけないということもありますので、マイナンバーカードを提示した場合にポイントを5倍にすると。

先ほど言った10倍のうちの5倍というのは、前からやっている村の施策としての5倍ですから、今回マイナンバーカードを提示すると、もともとは1日と15日が村の施策ですけれども、マイナンバーカードはずっと毎日やっているということです。村外の方も使えるということになります。これは、やはり大玉の事業者支援です。村内だけではなくて、村外の方にも村の事業所を使っただいて、買っただいて、結局は資金が還流してくるということですので、これは村外の方も使っただくと。

それから、今マイナンバーカードを手續しますと、早ければ半月、遅くても1か月はかからないと。ですから、10月1日までまだまだ時間あります。400万使い切っていなければ、その後延長するかどうかは、その時点でまた考えたい。あと、追加するかどうか、その時点で利用状況を見ながら考えていきたいというふうに思っています。

そういうことで、村のお金を使ってというよりは、頂いたお金を有効に使って村内にお金を落としていただくということだと思います。今度、食事券、食べてエール券を7月1日から発行します。これは、同じように1,000円で1,300円、飲食店で使えると、鮮魚店等で使えます。これについても、村内村外は変わりなく使えるということになりますので、ぜひ村内に外からいっぱいお金を落としていただくという政策ですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。5番。

○5番（松本 昇） 17ページ、災害救助費ですか、その福島県沖地震による被災住宅修理支援に要する経費、753万上がっているんですが、その下のこの18の負担金及び交付金、一部損壊住宅修理支援事業助成金ということで、今600万計上されているんですが、これは壊れたのを補助するわけなんです、村としては何件くらいのこのあれがあったんでしょうか。

それと、その下の⑤の農業振興費ですか、農業サポートセンターの管理運営に要する経費で150万、これ、議運のほうでも説明あったんですが、2階の畳の修繕、張り替えとかという説明だったんですが、あそこに畳あったんですか。行ったことないから分からないな。それに、何畳というか、何枚というか、そこらちょっと教えてください。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 5番議員さんにお答えをいたします。

17 ページ上段に記載されております①福島県沖地震による被災住宅修理支援に要する経費、こちらに計上されております節18、負担金補助及び交付金の中の一部損壊住宅修理支援事業補助金600万の計上でございますが、こちらにつきましては、3月に発生した福島県沖で被災を受けた住宅で、損壊程度が10%未満の罹災証明で一部損壊の判定を受けた住宅に対する補助となっておりまして、罹災証明の発行件数は、現在のところ88件という数となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

17 ページ、農業サポートセンターの管理運営に要する経費でございますけれども、こちらにつきましては、農業サポートセンターの2階、畳敷きでございます。私の記憶が間違っていなければ、32畳あったかと思います。これは、会議室の利便性を向上させるために畳を撤去し、フローリング、床に張り替えるという内容でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第5、議案第35号「障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。8番。

○8番（武田悦子） 今回の障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例、前文、目的とも大変すばらしい条例でございますが、条例だけで中身が伴わなくては意味がないものになっていきますので、何点か質問をいたします。

それぞれ、村、村民、事業者の責務というものがうたわれておりますが、村の責務として、4項目それぞれにうたわれております。共生社会の実現に向けた施策及び合

理的配慮の提供の在り方についてということで、様々な場面で合理的配慮というものが求められているわけでありますが、村が行う事業なり施策なり、どの課どの部が行う事業においてもそれぞれに配慮が求められると思うんです、何をやっても。例えば、道路を造るにしても、それぞれの皆さんに対して合理的配慮というものが求められるのではないかというふうに思うわけですが、それぞれの課内でこの合理的配慮に対するきちんとした理解が進んでいかなければ、これらについても考え及ばない中で事業が進められてしまうのではないか、そういう危惧もあるわけですね。

せっかくこのようなすばらしい条例をつくるわけですから、各部署において、これらについてもしっかりと学ぶことも必要だろうと思いますし、事業計画していく上でも、どれだけの合理的配慮がその中ではなされるのか計画があって、さらにその事業を執行した上での検証というのも必要ではないかというふうに思います。これらについてどのように考えられていらっしゃるのか、伺います。

また、この障がい者計画との関係ではなく、次の協議の場の設置ということで、それぞれの関係機関、団体、当事者も協議の場を設置することができるというふうになっておりますが、もう既に、この条例をつくる上でも様々協議がなされていることと思っております。具体的にこの協議の場にはどのような皆さんが参加されるのか、伺いたいと思います。

さらには、第10条で相談及び対応ということになっております。この相談する体制、相談を受ける体制ですね、これは現在の体制をより充実させる考えがあるのかどうか、伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

まず、条例の第4条、村の責務の関係。障がい者への合理的配慮、各課におけるその理解の深まり、それからそのための学ぶ機会、各課各事業の計画とその検証ということでございます。これにつきましては、先ほど申されましたように学ぶ機会ということで、庁内でも学習する機会というのは必要だと思いますので、その辺については進めていきたいというふうには考えてございます。

続きまして、第6条の協議の場の設置ということで、この条例の制定の検討委員会ということで、検討委員として障がいのある方、それから障害者施設の方ということで集まっていただきまして、条例制定に向けての検討をいただきました。先ほど申しましたように、今後いろいろな団体と協議等を進めますが、それをもちまして、この委員の方々と今度規則なり要綱なりということで進めていくことについて、また同じメンバーの方々にお集まりいただきまして、協議していきたいというふうに考えてございます。

最後、第10条ということで、相談及び対応ということでございます。これにつきましては、今現在、相談、対応ということでは、担当のほうなりそれぞれのセンターなりということでお世話になっているところではございますが、その内容について、また充実しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 1 点、それぞれの村が行うべき事業、住民福祉部だけではなく、それぞれの各部署、総務部なり教育委員会もそうですが、産業建設部も併せて、それぞれの部でも、この条例に沿った内容の合理的配慮なり何なり、こういうところをちょっと考えようかみたい、そういう思いをそれぞれで持っていたきたい、共有していただきたいというふうに思うんですが、これらについてはどのように考えていらっしゃるのか、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えいたします。

先ほど部長申し上げましたように、検討委員会は条例が制定されましたら、今日承認いただければ、今度はどういうものをやるかという実質的な協議の委員会に切り替えることにしておりますので、委員の方々にはそのまま引き続きやっていただくということで、お願いは既にしております。

それからあと、これから9月の議会に向けて、先ほど言いましたように、私も、各そういう施設の長の方とか担当者とかの前も協議というか意見を伺いました。いろいろと問題、こうしてほしいというようなものもかなり示唆に富むものもありました。これについては、協議をして、早急に予算が必要で実施するものについては、9月の補正に上げたいなというふうに考えています。

それから、毎月庁議をやっております。関係課長等が、部長集まって、いろんな問題について協議をしておりますので、その都度、こういうことがあるんだがということで協議の場に提示していただきながら、共通的なものはできるだろうと考えております。当然各課は、障がい者のみならず、高齢者、子どもとか、それを利用する場合にはということで、そういう視点で物事を考え実施しているはずですので、そこに、特に今回条例ができたことを意識して進めていただくということは、職員のほうにも求めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。11 番。

○11 番（押山義則） 今回のこの条例制定、障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり。この条例の制定は、もちろん障害者基本法や障害者総合支援法、それから大玉村障がい者基本計画の下に定められた条例だと思うんですが、このネーミングについて、大玉村独自の特色ある条例なのかなと考えるんですが、あるとすれば、その思いをお聞かせ願いたいんです。

それから、先ほどもちょっと質問ございました、それぞれの責務について。村の責務、事業者の責務は理解できるんですが、この村民の責務というのはどういう考えでここに入れる必要があったのか、その根本的な考え方を伺っておきます。私自身としては、このせっきくの条例制定でありますから、障がいを持つ人を含めた、それから高齢者も含めたユニバーサルデザインの一環でと言ったら難しいかもしれませんが、

そういう環境整備という考え方も取り入れた条例制定にしてほしいなと考えるんですが、その考え方について伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

この条例、大玉村独特のものというのは特別入っておりません。私は、職員に求めた、検討委員会の皆様にも求めたのは、ここで文言で例えば入れたとしても、この文言だけの条例だったら幾らでもつくれるんで、そうじゃなくて、しっかりとこれを、ここに至るまでにはいろいろ議論しました。経過聞いています。これを外したり入れたり、もっと細かいことを入れたり、いろいろやった結果、こういう非常にシンプルな条例になったというふうに考えております。これで外したものの、これについては、規則、要綱等に改めて記載をし、問題は何をやるかと、実際何に対応するかということが一番大切ですので、そのための組織をきちっと確立し、進めてまいりたいという思いで、この条例は非常にシンプルにつくらせていただいたと。

障がいのある人もない人もという思いは、当然、この条例は障がい者だけではなくて、高齢者も女性も男性もジェンダーフリーも含めて、村内の皆さんがお互いに思いやって生きていける共生社会の実現ということを理念に加えたものですので、そういうことで、これについては、思いはやはりその生きづらさ、そういうもの。ですから、それは本人とか行政だけではなくて、村の人たちにも十分に理解をしていただいて、共に暮らしていきましょうねという理念で村民の責務というのを入れさせてもらいました。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後3時といたします。

（午後2時39分）

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後 3 時 0 0 分）

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第 6、議案第 36 号「大玉村議会議員及び大玉村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 36 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第 7、議案第 37 号「大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。8 番。

○8 番（武田悦子） 国民健康保険税については、一般質問でも質問させていただきましたが、未就学児の均等割半額減免、国の制度でなるわけですが、この対象人数と金額を教えていただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 8 番議員さんにお答えをさせていただきます。

未就学児の対象人数と金額は、軽減世帯、あとは軽減なしの世帯含めまして、31 人でございます。軽減額については 39 万 3,420 円、いずれも 4 月 1 日現在の算定の数字になってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 31 名、39 万、改めて村長にお伺いします。

これのかかっても倍という金額、全額免除しても、純粹にこの金額、39 万ちょっとが村から出れば、未就学児については減免ができるということでございますが、これらについて本当に僅かな金額でございます。基金も残り少なくなっているとい

う話も聞いておりますが、基金からせめてこの金額、繰り入れることはできないのか、伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えいたします。

今回減免をしなかった理由は、先ほど担当のほうから述べたとおりでございます。大玉村は、原発以前から高校生以下、医療費を無料にしておりましたので、それをはるかに上回る優遇措置を取ってきたわけですが、原発の関係で、県単位で高校生以下は無償と。これ、いつまでも続くわけではないのか、一旦やったものはやめることができなくて、続けてほしいというふうには思っております。この分については、60 万から 70 万程度ということに、全額ですね、半分の場合は 35 万ということですので、今年については既に上程済みでございますので、来年、実施に向けて検討をさせていただきます。

○議長（菊地利勝） 10 番。

○10 番（須藤軍蔵） この保険税の税額決定に至るまでには、幾つかのシミュレーションもやったということですが、ここに至った全体的な財政も含めた背景などについて、改めて村長にお伺いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10 番議員さんにお答えいたします。

提案理由の説明の中でも申し述べましたが、国の方針というか法律の改正で、県単位で国保を運営すると。令和 11 年には完全に一本化するというような法律もございます。その中で、今、途中というか過渡期の段階ですが、1 つだけはっきりして困っているのは、一般会計からの繰入れができないということでございます。

医療費に対して国保税だけで賄うということになりますと、今よりも何割も上がる、国保税を頂かないと運営できないということになって、将来を考えると非常に苦慮しているわけですが、基金が 5,000 万程度しかありませんので、今回、繰越金を二千数百万充当して、そして 1,500 万基金を崩して、繰越金の余りをまた基金に戻して、何とか基金を 5,000 万程度で、それもあと 2 年程度で枯渇するということですので、担当のほうにお願いして調べていただいておりますが、何とか一般会計を繰り入れる道はないのかということで探っています。いよいよ基金がなくなって足りなくなった場合は、どうするんだとなると。借入れをなさいと。借入れしても返さなきゃならないです、借りたものは。じゃ、それはどうして返すというと、やっぱり税金を段階的に上げていくしかないと。

ですから、取りあえず、今年はもう目いっぱい、最大、このコロナの影響で経済情勢も大変厳しいしということで、この金額で何とか維持をして、来年度以降については、また改めてしっかりと対策を取っていきたいというふうに、ぎりぎりの線だというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第３７号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第８、議案第３８号「平成２３年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第３８号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第９、議案第３９号「大玉村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第３９号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１０、議案第４０号「大玉村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４０号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１１、議案第４１号「大玉村火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４１号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１２、議案第４２号「大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４２号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１３、議案第４３号「大玉村立小中学校施設使用に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。１１番。

○１１番（押山義則） １点だけ確認させていただきます。

この中で、２ページの教育施設等使用申請書の中で、この留意事項の中で、体育館アリーナ内での飲食は禁止ですとございます。今まで老人会とか運動会とか何かでは、体育館の中で食事とか何か許されてきたと思うんですが、これは、今後はこのコロナの関係とか何かがあって、できないというように判断したんでしょうか。その１点だけ確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） １１番議員さんにお答えいたします。

留意事項、体育館アリーナ内での飲食の禁止についてですが、ほかの施設につきましても同じように館内での飲食等は禁止している事項等ございましたので、それと併せてということもございます。また、並びに今般のコロナ対策の関係で、そういったことを注意喚起する上での新たに追記ということになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） １１番。

○１１番（押山義則） これはきちんと徹底するということですか、その辺。やはり我々、実は老人会のほうの体育関係のほうの業務やっています、できないとなるとやっぱりそれなりの対応をしなきゃならないものですから、その辺、確認しておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） １１番議員さんに再度お答えいたします。

ほかの体育館施設、あと改善センターの屋内運動場に関しましても、屋内での飲食等については禁止するという事項をうたっておりますので、それに併せてやはり同じような形を取ったということになります、館内での飲食は。ですので、以降はやはり禁止ということになってしまうということでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 今、11 番さんも言ったように、やっぱり我々も老人クラブの会員でありまして、あそこでこれね、コロナでも収まれば、中で体育祭とか何かやっていたんですよ。その際に、昼食とか何かを、やっぱり中でやった場合にはあそこで取っていたんですよ、今までも。ですから、これを完全に撤廃というか、これなくすのはいかなるものかと思っておりますので、この件についてはちょっと協議をしてもらって、見直し案を出してもらえればありがたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） ここで暫時休議いたします。

（午後 3 時 15 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後 3 時 16 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 当局の答弁求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 再度、5 番議員さんにお答えいたします。

当面、通常の許可ですと、こういった感じで全面禁止というふうにさせていただきます。ただ、大会であつたりとか老人クラブさん団体で使用する際には、申請の際に申入れしていただければ特別にということで、教育長の許可が得られれば可能にするということで、対応させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 今、課長の答弁で、申請時にこういうときはというのがありましたけれども、通常体育館等々使用して運動する際、熱中症対策としては水分補給というのは通常やっております。屋内運動場を使っても同じでございますが、それまで禁止はしないという認識でよろしいんですか。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 8 番議員さんにお答えいたします。

通常の活動での熱中症対策で飲物ということでございますけれども、雑巾敷くなり等していただいて、床に水分こぼれてしまいますと、足を滑らせてけがということも考えられます。ですので、なるべく端のほうで水分補給等は行っていただいて、床の防止のためにもなりますので、なるべくこぼさないように、通常の活動に関して、そこまで厳しくはあまり申し上げられないと思いますので。ただ、なるべくこぼさない

ようにということで配慮いただきながら、熱中症対策で飲んでいただくのは結構かと思います。

あと、コロナ対策の際には、ちょっと面倒でも子どもたち、外に出て行ってなんていうこともやっていたときもありましたので、そういったふうな対策も取りながら、臨機応変に対応していただければと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。4番。

○4番（本多保夫） この様式なんですけど、現行を見ますと夜間照明関係入っているんですが、新しい改訂版は入っていないということなんですけど、これはこの運動場の中にとか含んでいるから、照明というのを、夜間照明、外したわけなんではなか、確認します。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 4番議員さんにお答えいたします。

夜間照明の削除でございますけれども、こちらに関して、時期と時間帯によっては必ず夜間照明をつけるような形になるかと思えます。使用せずに、夜間照明だけ使用するというのも考えられないということで、今回はこちらから削除いたしまして、その使用設備名、照明の使用の有無のほうで確認させていただいて、料金を徴収するというふうに変更させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第14、議案第44号「大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１５、議案第４５号「大玉村農業サポートセンターにおける指定管理者の指定について」を議題といたします。

質疑を許します。１１番。

○１１番（押山義則） このサポートセンターの指定管理の中で、６、７でいただいたんですが、その中で、本業務の範囲以外の業務ということで自主事業を実施することができるとあるんですが、この実施できる自主事業とはどのようなことを考えておられるのか、確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） １１番議員さんにお答えをいたします。

お尋ねの点は、基本協定書案の４ページ、第２０条、このご指摘かと存じます。本業務の範囲以外の業務ということで、こちらにつきましては、受託者である農業振興公社、こちらがその管理施設の目的に合致し、本業務、これはサポートセンターの管理業務でございます。この実施を妨げない範囲においては、その振興公社の責任と費用によって振興公社の事業を実施することができるという内容の条文でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） １１番。

○１１番（押山義則） 例えば、どのようなことでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） この基本協定、サポートセンターの施設管理を村が振興公社に委託をするものでございます。この範囲以外で農業振興公社の事業として行うものは、この条文に合致して、農業振興公社はあの施設の中で振興公社の業務を行うという全ての業務でございます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） １１番議員さんにお答えいたします。

公社ですので、役場から、例えば草刈りとか、それからＩターン、Ｊターンの受皿づくりをやってくれとかいうのは、公益的な、どちらかというと村からの委託事業があります、受託事業。それと、あともう一つ、公社の場合には、財源を自ら確保していただくということで、将来的には村からの受託事業以外に収入をしっかりと確保していただくということが、やはり公社の一つの将来の姿ですので、その収益事業とい

うふうに、公的な受託事業と収益事業と、これは会計上、2本に分かれます。受託事業の場合には、村からほとんど経費が出ると。収益事業は、自らの責任で事業を実施するということになりますので、これについては、農業振興公社ですので、例えば農作業受託とかそういうことも将来的には考えられますが、当面は公益事業にまず専念していただくということになろうと思います。

ただ、将来的にはそういう収益事業も実施するということですので、ここには規定されております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第16、議案第46号「令和4年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 14ページの民生費関係の社会福祉総務費から18ページのほうにかけての、システム改修関係の委託料というのが幾つかあるんですけども、改修の内容、そしてその財源、これらについてお尋ねをします。

それから、22ページの農林水産業費の林業振興費で野生鳥獣被害防止の緩衝帯の整備という、新しい取組でしょうが、想定される場所なり、あるいはまたそれらについての基本的な考え方、これらについてお尋ねをします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 10番議員さんにお答えいたします。

まず、14ページ、15ページの関係でございますが、こちらにつきましては給付金対応システムということで、今回新たに非課税世帯への臨時特別給付金を給付するに当たりまして、現在使用しています児童手当システムを改修して運用することにな

っております。そちらについてのシステム改修ということで、対象者、あと年度とか大きく影響で変わりますので、そういったのを、プログラムを直すというような改修費になってございます。

続きまして、16ページ、17ページのところの中段、障害者総合支援システムの改修の内容でございますが、こちらにつきましても、ずっとTKCシステムを利用しているもので、障害者総合システムの中に認定情報のデータ作業機能というのを新たに追加した部分、それから国保連合会のほうを通して医療費の請求を行っているんですが、そちらのデータを送るインターフェースの仕様の変更に伴う改善のプログラム修正ということでの業務委託料となっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 10番議員さんにお答えいたします。

23ページ、林業振興費の⑤有害鳥獣被害防止対策に要する経費の12番、委託料の野生鳥獣被害防止緩衝帯整備業務委託料の内容でございますが、こちらにつきましては、緩衝帯という言葉が入っております。ここで言う緩衝帯というのは、鳥獣の移動経路とかすみか、潜んでいる場所になるやぶとか雑木、そういったものを整備、間伐とすることで、見通しのよいエリアを人里との間につくることで、鳥獣が近づきにくくする、そういった森林整備の一種ではございますが、そういったことをやる内容でございます。

想定される場所でございますが、この事業をやるに当たり、この7番に報償費というものがございます。報償費、講師謝礼で5万円、こちらにつきましては、この鳥獣アドバイザーというものを活用しまして、このアドバイザーのアドバイスの下、どういったデザインにするか、どういった箇所が一番効果的かということを考えながら、そういった検討したいと思います。現在のところ想定される場所としては、大山宇天岩、向原、あの辺の山が、今年になってイノシシが大分頻発していますので、そちらで現在のところできないかということで、検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 10番議員さんに再度お答えいたします。

大変失礼しました。財源について漏れてございました。こちらにつきましては、国・県補助になっておりまして、そちらの財源、ちょっとお待ちください。補助率は2分の1となっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 答弁漏れないですね。

ほかございませんか。4番。

○4番（本多保夫） 2点ほどお伺いします。

14ページから15ページなんですが、民生費の需用費の中の施設の修繕料100万、これ、具体的にどこをどのように直すのか。また、100万ですから、1社の見積合わせでやる考えなのか、お伺いします。

それから、23ページ、商工業の振興に要する経費、これで備品購入費、常用芝刈り機110万、これ、どこに使う予定をしているのか。やはり、これも1社の見積合わせで予定しているのか、お伺いします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 4番議員さんにお答えいたします。

14ページから15ページ、311の③の社会福祉協議会に要する経費の10需用費の施設修繕料100万円、こちらのご質問でございました。

こちらにつきましては、内容は、総合福祉センターさくらの中にあります、今現在、ふれんどりー大玉さんが作業している部屋があるんですけども、そちらのエアコンが故障しておりまして、そちらの修繕に暫定でかかる予算ということで、100万で計上させていただきました。何社にというところでございますが、こちらにつきましても、暫定で100万ということなんですが、見積りの金額によって2社、3社随契ということも検討しながら、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 4番議員さんにお答えいたします。

23ページ、商工業費、こちらの備品購入で常用芝刈り機110万でございます。こちらの芝刈り機の使用場所でございますが、玉井、大山両小学校、また両幼稚園、あとは保育所等の芝を刈るための常用芝刈り機でございます。また、こちらの購入に際してでございますが、現在のところ、同一機種を購入できる事業所2社か3社の見積合わせにて購入をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。11番。

○11番（押山義則） 19ページの生ごみ処理機等購入補助の具体的内容をお示し願います。

それから、21ページ、委託料の中で、地域魅力向上の発信支援事業のところでございますが、これの具体的内容をお示しいただきたいと思います。

それから、23ページの、先ほども質問ございましたが、野生鳥獣被害防止の緩衝帯整備、実証実験と理解するんでありますが、これ、県の補助ということではございますが、このアドバイザーと先ほどお話ございました。どのような方なのか。また、今現在の村内の鳥獣被害の、特にイノシシでございますが、その被害状況はどのような認識なのか、伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 11番議員さんにお答えいたします。

19 ページ、生ごみ処理機等購入補助金 60 万の具体的内容という質問に答えさせてもらいます。

こちらのほうは、3 分の 2 の補助金で 4 万円と 1 万円の上限 2 種類になります。室内に置く電動式生ごみ処理機、こちらのほうは、バクテリアとか水分飛ばして堆肥化を図る機械になります。こちらのほうが、先ほど言いました 4 万円、こちらのほうは 1 世帯に 1 機の補助を考えております。2 種類目なんですけど、野外に設置する生ごみ処理容器、こちらのほうはコンポスト型になります。こちらが 1 万円の上限になります。こちらのほうは 1 世帯に 2 機を考えております。4 万円掛ける一応 10 件、1 万円掛ける 20 件、合計 60 万円の予算化でお願いしているところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11 番議員さんにお答えいたします。

21 ページ、地域農政推進対策費の 12 番の委託料でございます。村産農産物等魅力発信コーディネート業務委託料でございますが、この具体的な内容でございますが、大玉村産の農産物を使用した料理動画の配信とコンテストの開催、こちらを業務委託する内容でございます。村産農産物のおいしさと魅力を発信することで、原発災害に起因する風評の払拭を図り、村全体のイメージアップにつなげることを目的としてございます。

具体的な内容としましては、大玉村産の農産物を使用した料理動画の撮影をし、それを配信すると。さらに、村産農産物の販売を都内において委託をしまして、さらに料理コンテストの周知をそこでしていただくと。料理コンテストにつきましては、都内のほうを中心に応募していただきまして、予選、本選とございます。予選の段階で 10 人に絞りまして、本選に残るその 10 名の方を大玉村に招待しまして、大玉村で本選を実施するという内容でございます。本選でさらに賞を決めて、それぞれに副賞等をお贈りする。また、そういった、そのほかにも、大玉村産の農産物を使用したメニューにつきまして都内のレストランで提供していただく。また、同時に村産の野菜も直売していただくといった、そういった内容となっております。

続きまして、23 ページ、林業振興費の中の有害鳥獣防止対策、先ほどもありました野生鳥獣防止のアドバイザーとなる人でございますが、こちらに関しましては、これ、県の補助金でございまして、県のほうでそのアドバイザーという方をもう指定してございます。主に、そういった野生鳥獣に関する被害の対策に取り組んできた人たちがなっていると思うんですが、そういった人たちを派遣していただいてやる事業ということになってございます。

また、近年のイノシシの被害状況でございますが、直近の 3 年間を申し上げますと、令和元年で捕獲頭数が 30 頭でございました。令和 2 年度は捕獲頭数 99 頭、令和 3 年度、去年につきましては 37 頭でございます。令和 4 年度、直近でございまして、4 月から現在まで 3 頭捕獲してございます。若干、全体的な捕獲頭数の減少もしてお

りますが、被害を実際に聞くそういった件数もだんだん減少してございまして、電気柵の設置件数も僅かではあります、減少傾向にあるというようなことでございます。以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

確認なんです、19ページの生ごみ処理機の購入補助であります、この60万ということでございますが、これは要望によっては追加されるのか、それとも今回のこの60万限りで先着順ということになるのか、その辺の確認だけしておきます。要望によってはどんどん広げていくのかということでございます。

それから、地域魅力向上の発信支援事業、これ、委託料という形になっているんですが、委託先はどのような方を考えておられるのか、確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 11番議員さんにお答えいたします。

先ほどの生ごみ処理機、予算は今回限りなのかというご質問だと思います。こちらについては、カーボンニュートラルにもつながります。安達広域の負担金の減にもつながります。補正を考えて、逆に皆様のご協力をいただきながら、台数予算が足りないくらいまで頑張って周知のほうもしていきたい考えです。補正対応していきます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

21ページの地域魅力向上、こちらの村産農産物等魅力発信コーディネート業務委託、こちらの委託先でございますが、現在想定しておりますのは、東京のフード・アクション・ジャパンという会社でございます。こちらにつきましては、去年もふくしまプライドの事業におきまして、関東圏の飲食店オーナーの大玉視察の取りまとめをしていただいた団体でございまして、こちらの団体が抱える日本イタリア料理協会、こちらには300名ほどの会員がいるということで、今も直売所等と友好的関係にありまして、農産物を送ったり、そういった交流が続いているところでございます。この交流を大事にしたいと思ひまして、まずはそちらと関東に強いこちらのフード・アクション・ジャパン、こちらを委託先に想定してございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございせんか。5番。

○5番（松本 昇） 同じく21ページの農業振興に要する共通経費ということで、農業機械等の共同利用整備補助事業ということで270万上がっていた、その機械の機種ですね、どういう機械に対して補助するのかをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 5番議員さんにお答えいたします。

農業機械の共同利用補助でございますが、こちら、5件中3件ほどが乾燥機や秋作業に使うような、そういった機械類でございました。あと、トラクター、あと畦塗り機、そういった内容でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 今、乾燥機とか畦塗り機とかいろいろあったんですが、これは一応予約というか、そういう、あれが上がってやったにしては、金額が少ないというか、二百何万では。そこら、どうなんでしょうか。ちょっと納得というか、分からないんですが、説明をお願いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

今回計上いたしましたのは、当初予算に計上になりませんでした昨年の当初予算編成時からの追加分でございますので、6月補正、この金額を計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございせんか。8番。

○8番（武田悦子） 21ページの地域魅力向上、先ほどの件でございますが、この料理動画の配信、さらには料理コンテストということでございますが、この開催時期と、この料理動画の配信の料理はどなたが作られるのか、コンテストに参加されるのはどのような皆さんが対象なのか、伺います。

次に、25ページ、道路維持費、一番上の道路維持に要する経費で、星内西庵線と伺っております。具体的な内容を伺います。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 8番議員さんにお答えいたします。

21ページ、村産農産物等魅力発信コーディネート業務委託、時期でございますが、この補正予算成立後の着手になりますので、早くても委託をするのが6月末から7月の頭、7月中に動画撮影等、あとコンテストの準備期間になります。

動画というのは、コンテストに応募していただくための呼び込みの動画でございます。実際に動画で料理を作るのは、恐らくフード・アクション・ジャパンの方か、日本イタリア料理協会のこちらの会長、副会長あたりが作ってくれるものだと思っております。8月、9月あたりを募集期間にしまして、予選が10月、本選を11月頃というふうに想定してございます。応募してくれる方は、何人でも構わないんですが、恐らくこのお抱えのイタリア料理協会のほうにも、何百名の会員にももちろん周知はしますので、そちらから結構多く来るのではないかと思います。あと、まだ制限はありませんので、首都圏、主に関東圏の辺りの料理に興味のある個人の方でも、これは応募ができるというような、そういった内容になってございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 8 番議員さんにお答えいたします。

25 ページ、道路維持補修工事費の具体的内容でございます。

当該工事費につきましては、星内西庵線の星内地内において、通学路の安全対策として防護柵を設置する工事費の計上でございます。具体的な箇所は、大玉駐在所の南側に当たります村道箇所に通学路の緊急対策としてガードレール設置などの道路整備工を実施したいといったものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

先ほど、10 番議員の質疑に答弁の訂正があります。健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 大変申し訳ありません。システム改修費の財源のところで、一部訂正させていただきたいと思います。

非課税世帯の臨時特例給付金なのですが、こちら、臨時的なものでして、補助率 2 分の 1 でありませんで 10 分の 10 になってございます。国庫補助です。申し訳ありませんでした。訂正いたします。

○議長（菊地利勝） 10 番さん、よろしいですか。

○10 番（須藤軍蔵） はい。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 46 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 17、議案第 47 号「令和 4 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４７号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１８、議案第４８号「令和４年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４８号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１９、議案第４９号「令和４年度南町・石橋線（外）道路改良舗装工事請負契約について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４９号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第20、議案第50号「村道路線の認定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第21、議案第51号「大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、議長からお諮りいたします。

議事の進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認め、会議時間を延長することにいたします。

ここで休憩のため、暫時休議いたします。再開は午後4時10分といたします。

（午後3時55分）

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後４時１０分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第２２、陳情第３号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。１０番。

○総務文教常任委員会委員長（須藤軍蔵） 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る６月１４日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第３号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」を審査するため、６月１４日午後２時より大玉村役場第２委員会室において佐原吉太郎委員欠席のほか全委員が出席し、さらに参考意見の聴取のため総務部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

陳情第３号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」、慎重かつ十分に審議の上、採決を行った結果、全委員一致をもって採択とし、関係機関に対し意見書を提出することと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました陳情についての審査結果を報告いたします。

令和４年６月１７日

総務文教常任委員会委員長 須 藤 軍 蔵

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地利勝） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第３号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第２３、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会副委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会副委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会副委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第4号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」、閉会中の継続調査申出について及び議員派遣の件についてが提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第4号、閉会中の継続調査申出について及び議員派遣の件についてをそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第4号、閉会中の継続調査申出について及び議員派遣の件についてをそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第1、議員発議第4号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。2番。

○2番（渡邊啓子） 議員発議第4号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」地方自治法第99号の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月17日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 渡 邊 啓 子

賛成者 大玉村議会議員 斎 藤 信 一

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、度重なる自然災害に対する防災・減災や災害復旧の取り組み、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもち増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 度重なる自然災害への防災・減災への取り組みや災害復旧、社会保障の維持・確保、脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。

9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月17日

福島県安達郡大玉村議会議長 菊 地 利 勝

以上です。よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 議員発議第4号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。よろしいですか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第4号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第2、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会から所管事務のうち、おのおの記載の事件の調査について、会議規則第75条の規定に基づき、お手元にお配りいたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和4年第2回大玉村議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

（午後4時26分）